
いつでも・どこでも・だれもが学び、情報が活用できる図書館

あきる野市図書館整備プラン

「あきる野市図書館整備計画」

平成 16 年 6 月

あ き る 野 市

も く じ

はじめに

第1章 計画策定の背景

1 公共図書館とは	1
2 図書館を取り巻く動き	1
3 市の施策のなかでの位置付け	2

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の目的	3
2 計画期間	3
3 図書館整備の基本的考え方	3

第3章 施策の体系

1 基本理念	6
2 施策の展開	6

第4章 施策の目標と具体的施策

図書館サービス網の整備	7
情報化の進展に対応する市民生活の情報拠点整備	11
生涯学習の中核施設としての整備	11
子どもたちに生きる力を育む読書活動の支援体制の整備	18
地域資料や行政資料の提供と保存機能の充実	21
効果的・効率的な運営の推進	23

第5章 中央図書館の機能・施設規模

1 中央図書館の機能	25
2 規模	27
3 敷地の特性	28
4 施設計画における留意事項	28

用語解説

資料編

図表

図書館整備計画体系図

公共図書館網計画(図 1)

情報提供のイメージ図

はじめに

近年、高度情報化、少子高齢化など社会環境の変化に伴い、図書館に求められる役割や機能は大きく変化してまいりました。平成13年に図書館法に基づく図書館の望ましい基準が告示され、生涯学習社会を支える施設として、図書館のあり方が示されたところではありますが、あきる野市においては、多様化・高度化する市民ニーズに対応するとともに、ビジネス支援など地域活性化のための新たな視点から図書館サービスを展開することが重要になってきております。

図書館整備は、合併時に策定した新市建設計画において、図書館建設がまちづくりを進める上で必須の事業であるとしており、あきる野市総合計画の「社会教育推進体制の整備」の施策として、より一層市民に使いやすい図書館とするようサービス網の充実や広域化の推進、電子化への対応など図書館の計画的な整備を位置付けております。

これを受け、本計画は、新しい時代にふさわしい図書館サービスを構築するために、市民委員による「あきる野市図書館整備計画検討委員会」を設置し検討をお願いするとともに、市民アンケート調査など、図書館整備を市民と協働して進めることを主眼といたしました。また、社団法人日本図書館協会に対し専門的な見地で調査・研究を依頼し、これらを併せて実効性のある内容として計画策定をしたものであります。

基本理念を「いつでも・どこでも・だれもが学び、情報が活用できる図書館」として、市の東部地域の地区館や中央図書館の建設、既存の施設の整備、また、ITを活用した電子情報の提供をはじめ、学校等公共施設や事業者との連携・支援などソフト面の整備について施策を展開してまいります。

今後、図書館が学習や情報の拠点として市民生活に利用されるとともに、あきる野市の文化を集積し、次世代につなぐ拠点として活用される施設となりますように、市民の皆様をはじめ、関係諸機関の皆様には是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この計画の策定に当たり、あきる野市図書館整備計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様には心から感謝を申し上げますとともに、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成16年(2004年)6月

あきる野市長 田中雅夫

第1章 計画策定の背景

1 公共図書館とは

図書館は、図書館法により、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であるとされています。一方、国際標準化機構（ISO）が定めた国際規格には、図書館の統計や経営指標に関わるものが二つあり、その中で図書館の定義は、「収集した資料を維持し、情報、調査研究、教育又は娯楽に対する利用者の要求が満たされるように、職員のサービスによって、それらの資料を促進することを主たる目的とする機関又は機関の一部」とされています。

このように図書館は、単なる建物ではなく、適切な施設と設備、充実した資料を持ち、それらと市民を結ぶ職員のサービスがあって成り立つ機関です。なかでも、市町村立図書館は、2001年（平成13年）7月、図書館法に基づく国の『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（以下「望ましい基準」という。）によって、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として位置付けられ、住民の要望を把握し地域の実情に即して図書館施設・設備を確保し、その運営に努めることが明示されました。

いまや公共図書館は、高度情報化、少子高齢化、国際化の進展など社会環境の変化に伴って市民生活に欠かせない施設となり、とりわけ身近な地域の情報拠点として、生涯学習の施設として、また、子どもの読書活動の推進施設として、役割はさらに重要になってきています。

市民は、子どもから高齢者まで、年令や職業などにかかわらず、日々の生活や学習、仕事をしていく上でさまざまな資料や情報を必要としています。意識するしないにかかわらず、何かを判断する時に、できるだけ多くの情報を集め、比較検討し、そして自らにとって最適な内容を選択し、行動に移しています。図書館は、このように人が判断し、行動に移すための情報を提供し得る有効な基盤施設の一つであり、また、過去から現在にいたるまでの先人が残してくれた知識や技術を情報という形で収集し、整理し、保存し、そして提供する機関として、それらを市民に公的に保障するのが公共図書館の基本的な役割です。

2 図書館を取り巻く動き

昭和63年、国の社会教育審議会社会教育施設分科会は、高度情報化が進む中で、地域の生涯学習の中核的施設として期待される公共図書館の整備の方向をとりまとめ、『新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について』を提出し、図書館整備地域の拡大、サービス体制の充実、ネットワークの推進に重点を置きながら施策を進めることが必要であることが提言されました。

また、平成2年には、『生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律』が制定されたことに伴い、生涯学習審議会が発足し、平成4年から平成8年まで、地域における生涯学習機会の充実について提言がなされ、平成10年には、同審議会社会教育分科審議会計画部会図書

館専門委員会報告『図書館の情報化の必要性とその推進方策について - 地域の情報化推進拠点として - 』で 地域における図書館と情報通信基盤の整備、 地域電子図書館構想、 司書等の研修の充実、 住民の情報活用能力の育成、 図書館サービスの多様化・高度化と負担のあり方等に関する提言がなされました。

また、平成 12 年の同審議会答申の『新しい情報通信技術を利用した生涯学習の推進方策について』では、図書館は「地域の情報拠点」として、機能の飛躍的な拡大が望まれています。

それらを受けて、文部省（当時）は、平成 12 年 12 月地域電子図書館構想検討協力者会議の報告『2005 年の図書館像～地域電子図書館の実現にむけて～』において、公立図書館は情報化への対応によって、住民へのサービスの新たな展開を図るべきとの視点から、情報環境の変化への積極的な検討と対応を求めて具体的な例示を行いました。

さらに、平成 13 年 7 月には、「望ましい基準」が大臣告示され、生涯学習社会を支える重要な施設としての公立図書館のあり方が示されたところです。

一方、同年 12 月には、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするために『子ども読書活動の推進に関する法律』（以下「子ども読書推進法」という。）が制定されました。平成 14 年には、国はこの法律の規定に基づき、『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』を策定し、おおむね 5 年間にわたる施策の基本的方向を明らかにしました。平成 15 年には、東京都においても『東京都子ども読書活動推進計画』を策定し、都民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭、地域、学校のそれぞれが果たす役割を示しています。

3 市の施策のなかでの位置付け

図書館の整備は、『あきる野市総合計画』（以下「総合計画」という。）の基本構想の方針として掲げられている「生涯健やかな体と心を培う人権尊重を貴重とした教育文化都市をめざして」に基づき、「社会教育推進体制の整備」の中で位置付けられています。そのなかで、『あきる野市図書館整備計画』（以下「整備計画」という。）の策定については、図書館の情報化の推進、広域的連携の推進、電子化への対応等とともに、「図書館のあり方の検討や、施設・サービス網の拡充、他の公共施設（学校、公民館等）との連携などの計画的、効率的推進を図るため、策定する」とされています。

また、この度策定された市の『生涯学習推進計画 あきる野学びプラン』（以下「生涯学習計画」という。）では、重点施策のなかで生涯学習拠点施設の整備として、利用者のニーズに応じた図書館サービスの計画的実施と地域の情報拠点としての整備を推進することが挙げられています。

この計画は、総合計画、生涯学習計画の具体的施策、推進事業として挙げられた図書館に関する事業を基本として、市民の学習・文化・市民生活を支援する情報拠点としての図書館整備について検討を行いました。

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の目的

現在の市の図書館施設は、合併前の旧両市町により設置されたものであり、合併後の市域の拡大、人口増加等の将来を見据え、市民の生活圏や図書館利用圏を考慮してネットワークの構築と施設整備を行う必要があります。

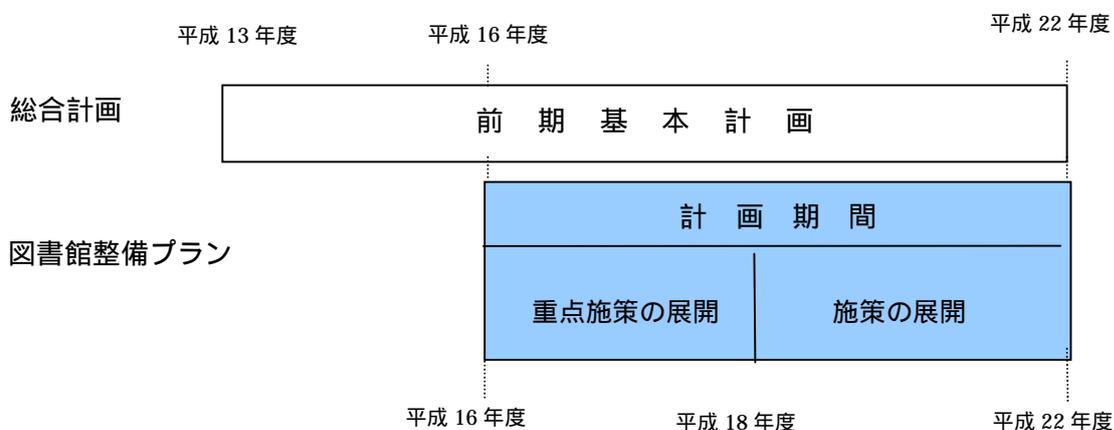
一方、図書館サービスについては、社会状況の変化に伴う市民ニーズに適確に対応しながら、地域の情報拠点として、新しい時代にふさわしい図書館サービスを構築することが必要です。

この計画は、図書館について、施設・設備面とサービス面の両面から検討し、市民が生涯にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するため、基本的な考え方や目標、方向性と具体的な施策を明らかにし、図書館サービスの計画的実施と拠点整備を推進するため策定することを目的とします。

2 計画の期間

この計画の期間は、「総合計画前期基本計画」と「生涯学習計画」との整合性を考慮し、平成16年度から平成22年度までの7ヵ年とします。

早急に進める施策を「重点施策」として位置付け、基本計画の初期の3年間をめどに重点的に展開します。



3 図書館整備の基本的な考え方

(1) 図書館の機能、サービスのレベルアップを図る

文化、教養書中心の図書館から、新鮮で豊富な資料と視聴覚資料を含む幅広い資料を提供する「市民の図書館」を目指して、公共図書館が大きく変わり始めてから30年が経過しました。この間、図書館の基本的な機能である資料提供を積極的に展開していく中で、社会状況の変化に照応して公共図書館の役割は大きく変化しています。現在、行財政改革やIT（情報通信技術）の進展に伴い、行政はより効率的で、最大の効果をあげることが問われており、図書館の運営につい

ても、事業の取捨選択が求められています。

一方、地方分権社会の進展にともない、個人や団体にかかわらず自己責任が問われる中で、自己決定するための情報収集能力が求められる状況にあり、同時に情報提供を保障する機関の必要性は今後ますます増加していくと考えられます。図書館は、公共施設としてこの役割の主翼を担うことが求められています。情報は、IT化の進展によって、パソコンを使って手軽に入手できるようになってきましたが、大量の情報が行き交うなかで、市民にとって必要な情報を整理し、速やかに、的確に提供できる機能はますます必要になっているといえます。

その意味において、公共図書館にいま求められていることは、資料の貸出等の“量”よりもサービスの“質”を重視した図書館運営が必要となっています。したがって、極力“量”の部分の省力化を図りながら、“質”を充実させることに力点を置いた図書館運営に向けて整備を図ります。

(2) サービスの効率性を高め、効果を拡大する

図書館の基本的な機能は、情報（資料）提供であり、これを効果的に実施するための方法は“貸出”と“レファレンス”です。

この“貸出”と“レファレンス”を図書館運営の両輪ととらえ、バランスの取れたサービス展開が必要であり、このバランスによって図書館の“質”が保たれることとなります。

今まで、図書館の運営はややもすると“貸出”に力点がおかれ、市民や行政からみて、図書館の機能に資料相談 - 広い意味でのレファレンス・サービスがあることは、認知されていませんでした。そのため、一般的に図書館といえば、「ベストセラーなどを無料で貸すところ」というイメージが先行していますが、今後の図書館を考える場合には、図書館の専門的職員を活用したレファレンス・サービスに力点を置き、質を重視したサービスを提供して、市民生活の情報拠点としての役割を果たしていくが求められています。

したがって、施設設置においては、効率的なサービスをめざして見直しを行うとともに、貸出しなどの作業に伴う人的配置等の面では、最新機器導入により効率化を図り、レファレンス等の専門的サービスの充実を図っていきます。

(3) 市民ニーズに対応した図書館サービスの提供

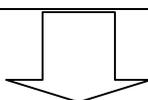
図書館サービスの検討にあたっては、市民によるあきる野市図書館整備計画検討委員会の報告の他、市PTA連合会の要望事項や「市長への手紙」などこれまで市に寄せられた要望や、この計画策定のために行った「図書館への提言」、「市民意識調査」の調査結果等を十分に分析し、市民ニーズに応える図書館の整備を図ります。

また、定期的な市民利用調査を実施し、市民ニーズの把握につとめ、効果的な図書館サービスを目指します。

第3章 施策の体系

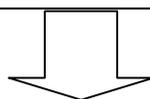
基 本 理 念

いつでも・どこでも・だれもが学び、
情報が活用できる図書館

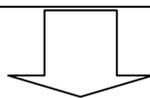


施 策 の 目 標

図書館サービス網の整備
情報化の推進に対応する市民生活の情報拠点整備
生涯学習の中核施設としての図書館整備
子どもたちに生きる力を育む読書活動の支援体制の整備
地域の資料や行政資料提供と保存機能の充実
効果的・効率的な運営の推進



施 策 の 方 向



具 体 的 な 施 策

具体的な施策	区 分
具体的な施策の内容	「 」・・・重点施策として3年間をめぐりに取り組む必要があるもの 「 」・・・その他の施策として計画期間内にその推進を図るもの

1 基本理念

いつでも・どこでも・だれもが学び、情報が活用できる図書館

「生涯学習社会」とは、いつでも、どこでも、だれもが、自分自身の目的にそって主体的に活動し、充実した人生を送ることができ、その成果が地域社会で適切に評価される社会をいいます。

図書館は、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の市民が、個人またはグループで、自分自身の利用したい時間や目的にそって、資料や情報を活用できる施設です。そうした図書館の機能をいかし、生涯学習の基幹的な施設として、市民の多様なニーズに照応した図書館サービスを市内の図書館ネットワークを活用し推進していきます。

2 施策の展開

図書館整備の施策の実施にあたっては、基本理念を実現していくため、6つの施策目標ごとに「施策の方向」を定め、それぞれに「具体的施策」を事業として掲げ、平成22年度をめどに展開します。（別表「あきる野市図書館整備計画体系図」参照）

第4章 施策の目標と具体的施策

施 策 の 目 標

図書館サービス網の整備

施策の方向

具 体 的 な 施 策	区 分
サービス網を整備します	
中央図書館を建設します	
(仮称)東部図書館を建設します	
既存施設の整備を推進します	
分室の機能を見直します	
広域行政圏内図書館と連携し、広域的な読書環境の整備を図ります	

1 サービス網を整備します

図書館は中央図書館、地区館、分室などからなる一つの組織体です。

市内にある図書館のどこからでも、市民の要求を受け止め、そこで解決できないときは核となる図書館に要求を伝え、他の公共図書館などと連携して資料を探し出し、利用者に提供する有機的なサービス・システムとして機能しなければなりません。

現在、市では、東西18kmと横に長く、広い市域のなかに、地区館規模の図書館と図書室規模の小さい分室が点在しています。図書館システムとして、有効で効率的な図書館サービス網をつくるために第一に必要な施設は、市民の要望に沿った「核となる中央図書館」です。

中央図書館は、施設の狭隘をはじめとする基本的な課題を解決すると同時に、旧の市や町で格差が生じている図書館サービスの現状を改善し、さらに、旧来の図書館のイメージが抜けきれない現状を活性化させ、図書館の利用度を高めて市民の生活やさまざまな団体、企業の活動に寄与することが可能になります。

次に課題となるのは、図書館サービス網を構成するそれぞれのサービス・ポイントが一定以上の施設規模を持つことです。これからの図書館は、世代を問わず遊び・趣味・暮らしの分野から専門分野までより多くの資料を取り揃えるといった量的な拡充が必要となると同時に、情報活用への適切なアドバイスや情報を使いやすいように加工して提供するといった質的な充実が求められています。また、高度情報化社会の到来によって情報の電子化への対応が急務であり、より広範な情報メディアの活用を図らなければなりません。

したがって、図書館は一定規模以上の施設を持ち、そこにおける資料・情報の量を適切に確保し、専門的サービスに携わる職員が必要数配置されてはじめて本来の機能を発揮すること

ができます。サービス対象人口が極めて少なく、規模が小さな施設では資料・情報の量も少なく、仮に分室として位置づけられたとしても利用者は限定されたサービスしか受けられないため、維持や運用にさまざまな非効率が生じているのが現状です。

そこで、図書館サービス網は、「中央図書館」を市の中心地区に設け、中央図書館が利用しにくい地域にはサービス対象人口に応じて「地区館」を設置し、それ以外の規模の小さい分室は見直しの対象とします。具体的には、地区館はサービス対象人口が約 10,000 人から 25,000 人の人口集中地域に設け、施設規模は 1,000 m²～1,500 m²とします。

したがって、短期的な施策としては、新設する「中央図書館」を核となる図書館とし、既設の五日市図書館と整備中の東部図書館の 2 館を「地区館」、既存の増戸分室については、ほぼ地区館に相当するサービス対象人口を有しているのも地区館と位置づけ、“1 中央図書館・3 地区館システム”を図書館サービス網として整備します。

一方、他の 5 か所の分室は、対象地域が新たな図書館のサービス圏域に入っているところもあり、対象となるサービス人口が極めて少ない地域もあります。また、施設の面積も 35 m²から 124 m²と小さいうえ、配置されている資料も限られており、開館日、開館時間も限定していることから、職員の配置は臨時職員に依存しています。子どもたちへのサービスを確保するという観点から存続をすることもできますが、中途半端な分室の設置よりも、図書館と学校が連携を密にして学校図書館の充実を図ることの方が、子どもたちの読書環境を広げ、より利用しやすい状況をつくりだすことにつながると考えられます。子どもたちの読書環境が整った時点で、分室は廃止する方向で検討します。

“1 中央図書館・3 地区館システム”を市民の利用と図書館施設の規模と距離の関係から、これまでの調査研究により示されている「公共図書館網計画」を用いて示すと「図 - 1」のとおりとなります。人口が集中している地域については、図書館サービス網がおおむねカバーできますといえます。

しかしながら、市域が広く、東西に長い関係上、人口が少ない地域や中央図書館や地区館までの距離が長い地域も存在します。それらへの図書館サービスについては、西多摩地域の広域的な連携やまた、インターネットの活用によって、自宅から図書館の所蔵を検索し、必要とする資料は図書館の配送サービスによって地域の公共施設等に届けるなど、新たにどのような条件でも利用しやすい図書館ネットワークの仕組みを検討することが必要です。

2 中央図書館の整備

図書館の基本的機能は、資料を収集し、保存し、利用に供していくことにありますが、社会変化に伴って役割と機能は大きく変化してきました。

1950年代から60年代にかけての「学生の勉強部屋」といったイメージの時代から、70年代における豊富な新刊資料を中心に収集し、館外貸出によって市民生活に浸透していった時代をへて、市民の日常施設として歩行圏における立地をめざし、自治体内に複数の図書館施設をもつようになりました。その結果、図書館は多くの利用者を獲得しました。

一方、多くの市民が図書館を利用するようになったことにより、市民が必要とする資料分野は、新刊資料に留まらず、きわめて多岐にわたるようになり、現在は市民の利用に応える、広い範囲をカバーする蔵書の蓄積が求められています。また、90年代以降は、技術革新や地方分権等の進展に伴い、市民の間に生涯学習や調査研究の必要性が高まり、インターネット上にあふれる情報も含めて、情報を検証する資料の蓄積がますます重要になってきています。

このような状況から、市が建設する中央図書館の機能は、基本的には、多様な分野にわたる市の資料集積としてストック型の図書館をめざすとともに、その地域の地区館の機能として、新刊書を中心とした貸出を重視するフロー型の図書館の性格も併せ持つ必要があります。

中央図書館に必要な機能として下記を柱とし整備していきます。

- 多種・多様な図書館資料の収集・提供・保存
- 広範・高度なレファレンス・サービスの提供
- 利用者のニーズに即したサービスの提供
- 利用者のニーズに即したスペースの提供
- 市民の交流の場の提供
- あきる野市地域情報の収集・発信
- 学校図書館サービスの提供
- 行政目的遂行のための情報の組織化
- あきる野市図書館のシステムセンターとしての役割

3 地区館の整備

地域にとって、特に車等足の便を持たない子どもたちやお年寄りには身近なところに図書館が必要です。読書の普及という面では、歩行圏の図書館にまさるものはなく、市の地形的特性を考えると、車や五日市線の利用が難しい交通弱者にとって中央図書館は遠い存在であり、中央図書館が整備されても地区館の役割が減じることはありません。

地区館のサービスの内容は、中央図書館の縮小形ではなく、特化され単純化された以下の機能を果たします。

生活にかかわる資料の提供

子ども時代に根づいた読書習慣は持続するといわれているので、ブックスタートを含む幼児・児童への読書機会の提供は地区館の最優先機能です。中央図書館の児童スペースは本来中央図書館の中の地区館部分であると理解し、各地区館にも中央図書館の児童スペースに遜色ないものを整備していきます。

一般成人向けには、おもに読物と生活にかかわる資料を提供します。可能であればより広い資料の世界である中央図書館の利用を勧めることも、地区館の役目です。

また、障害者へのサービスはより身近な存在である地区館が担うこととなります。

読書相談

利用者の日常的な読書相談に応じ、利用者の資料選択を援助します。一般的なレファレンス・サービスは中央図書館につながります。

学校図書館・読書団体の支援

資料の用意は中央図書館の役目となりますが、直接的な支援サービスは地域の状況に通じている地区館が行います。

施設整備においては、市の東部地区に（仮称）東部図書館を建設します。

また、建設から 30 年近くを経ている五日市図書館、及び運営形態や市民の利用状況から地区館としての役割を果たしている増戸分室は、老朽化が進むとともに、公共施設として耐震性の評価が緊急課題です。補強工事の際には、ユニバーサルデザイン等の観点も含めて施設の改修工事を行う必要があります。

4 分室の整備

市内にある 6 箇所の分室は、地区館の役割をはたしている増戸分室を除き、利用対象、施設規模、蔵書冊数、運営時間が限られており、利用の実態からみて図書館ネットワークの拠点として機能しているとはいえません。したがって、中央図書館や（仮称）東部図書館が整備された際には、利用圏域に含まれる分室については、あり方を見直すとともに、対象人口が少ない地域や他の機関との連携が図れる施設においては、利用の実態に合わせて、地区の学校図書館や児童館（児童クラブ）等の充実を図ることにより、子どもの読書環境を拡充していきます。

5 広域的なサービスの拡充

平成 14 年 10 月から、西多摩広域行政圏内の住民は、圏域内のすべての図書館が利用できることになりました。広域利用の広報活動など圏域内の図書館との連携を図り、市民の幅広い利用を促進します。

施 策 の 目 標

情報化の進展に対応する市民生活の情報拠点整備

生涯学習の中核施設としての図書館整備

施策の方向

1 資料収集・保存体制の確立

具 体 的 な 施 策	区 分
資料収集・保存基準を策定し、ネットワークで効率的な収集を推進します	
多種・多様な図書館資料を収集・保存し、提供します	

さまざまな市民が利用する公共図書館では、市民の要求も多岐にわたるため、的確に資料を収集し、管理することが予算の効率的な執行の意味からもたいへん重要です。資料の選書から、整理、提供、保存、そして除籍に至るまで一定の方針に基づいて管理し、予算を最大限に有効活用した、幅広い市民の要望に応え得る魅力ある資料群として組織し、コレクションとして形成することが必要です。

(1) 資料の収集

資料整備計画の中核となるのは、収集です。資料の収集は、その図書館が市民に対してどのようなサービスを行うのかを決定づけことになり、図書館がどのような観点で資料を収集し蔵書としていくのかを明文化し、「収集方針」として市民に公開することが必要です。

そのことから、次の点に留意し収集方針を策定します。

市民が求める資料を収集することを基本とします。

広い範囲の市民の満足が得られるよう、幅広い収集に心がけます。

資料の選択は、図書館以外の個人、団体、組織などの意向によって、特定の資料や分野に集中したり、図書館の収集から除外されるなどということがあってはならず、図書館としての基準に従って選定します。

基本的な視点は次のとおりとします。

- ・多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点の資料を幅広く収集する。
- ・著作者のさまざまな立場にとらわれて、その著作を排除しない。
- ・図書館職員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- ・寄贈資料についても上記の諸点に留意する。

資料形態については、可能な限り幅広い範囲を収集対象とします。

市に関する資料や行政資料は、網羅的に収集します。

他の図書館等関連機関との連携し、幅広い資料提供に努めます。

(2) 資料の保存

図書館資料は、時とともに増加していくため、図書館サービスの基礎となる蔵書を有効に管理するためには、ストックの機能を備えた施設をつくり、資料の新陳代謝を図る必要があります。

保存スペースは十分な量の確保が必要ですが、いずれにしても有限であるため、図書館資料の新陳代謝を図るためには、一定の基準のもとに保存する資料と除籍する資料を適宜選択し、管理する必要があります。「保存基準」を策定し、資料を市民の共有財産として保存します。

(3) 多種・多様な図書館資料の収集・保存と提供

市民の高度化・多様化する資料要求に応えるため、市の図書館の蔵書とするものは、一般的なものから大学教養課程程度の資料を収集し、多数の市民へ提供が可能なよう十分な量と種類の資料を整備します。

施策の方向

2 貸出しサービスの推進

具 体 的 な 施 策	区 分
効率的な貸出システムの推進を図ります	
インターネットによる貸出状況の照会を行います	

図書館における資料の貸出は、図書館の基本的な機能の一つで、資料（情報）提供のための最も重要な方法です。現代の公共図書館の発展は、貸出しを図書館サービスの根幹におくことによって市民生活に浸透してきました。

忙しい大多数の市民が、図書館資料を借り出して自分の都合のよい時間に利用できることは、施設や設備を利用することが主な目的である他の公共施設と大きく異なる点であり、貸出は、公共図書館にとってもっとも根幹的なサービスです。

資料の貸出しは、図書館を多くの市民のものとするための有効な方法であるため、貸出手続も簡素にすべきであり、現在、一部の資料を除き、冊数を制限することなく貸し出すことについては、引き続き継続していく必要があります。

また、近年貸出作業については、貸出冊数の増加へ対応と、利用者のプライバシー保護、職員の省力化の観点から、自動貸出機を導入する図書館が増加しています。市においても、作業を省力化し、資料相談や読書相談等人的なサービスを充実するためにも、自動貸出機の検討をすすめていきます。また、貸出状況の照会をインターネットで行えるようなシステムを導入します。

施策の方向

3 リクエスト制度と相互協力の拡充

具体的な施策	区分
インターネットの活用により、リクエストサービスの充実を図ります	
相互協力の体制をより一層整備し、リクエストサービスの充実を図ります	

貸出中の資料や自館に所蔵していない資料を、市民に確実に提供するための手段がリクエスト制度です。図書館では、利用者から寄せられたリクエストは、自治体内に資料がない場合は、都立図書館から、都立図書館が未所蔵の場合は都内の公立図書館からと順を追って所蔵を確認し、借用することができるシステムが整備されています。納本制度により全国の資料を収集保存している国会図書館からは、市の図書館からインターネットを通じて借用が可能であり、他の県立図書館や大学図書館からも市の図書館を通じることによって市民への資料提供が可能になっています。これら行政主体や自治体を越えた密接な協力体制は、図書館以外の機関ではほとんど例がなく、市民への資料提供の柱となっています。

インターネットを通じて、図書館に来館しなくてもリクエストができるシステムを導入します。また、相互協力については、大学図書館や専門図書館との協力体制の整備を検討していきます。

施策の方向

4 レファレンス機能の充実

具体的な施策	区分
レファレンス専用カウンターを設置します	
活字情報とデジタル情報を活用しレファレンス機能の充実を図ります	
レフェラル・サービスに取組みます	

図書館の基本的な機能である資料提供を支える柱としてレファレンス・サービスがあります。利用者は、さまざまな理由で図書館を利用していますが、自分が抱えている課題や疑問を図書館の資料を使って解決するために来館する方が増えています。

貸出カウンターでは処理しきれない複雑な資料調査や具体的な事実の確認などには、専用のレファレンスカウンターを設置し、参考図書類やインターネット上の情報などを駆使し、図書館の専門的職員が対応します。

特に中央図書館では、個々の市民の調査や研究に対して最適の資料・情報を見つける援助を行なう専門的で高度のレファレンス・サービスを提供します。そのために、各種の要求に耐え得るコレクションとITを活用した情報収集体制の構築に努めるとともに、インターネットの普及をふまえ、正確で迅速なOPAC検索システムの提供や、電子メールによるレファレンス・サービスの充実にも努めます。さらに、市民生活上のさまざまな問題に対して、専門機関や専門家の紹介などを行うレフェラル・サービスの充実にも努めます。

なお、近未来の図書館においてITは印刷資料に置き換わるものではなく、印刷資料とデジタ

ル資料を相互に利用する環境を提供することが必要であるため、中央図書館の参考閲覧席は資料と端末が同時に使えるような場として設定します。

施策の方向

5 地域の情報センターとしての機能の充実

具 体 的 な 施 策	区 分
仕事に役立つ資料・地域を活性化するサービスに努めます	
就労・職業能力開発等のための資料の充実に努めます	

一般成人に対するサービスでは、職業関連、健康・医療関連、福祉関連等、日常生活上の様々な課題に役立つ資料・情報の提供に努めます。

また、図書館は、経営に関する資料やマーケティングに関する基本的な統計情報、あるいは企業登記の書式や就業規則の作り方など、ビジネスに関するさまざまな情報を所蔵しています。そのような情報を積極的に活用できる体制を整え、起業しようとする人や既存の経営者やビジネスパーソンの情報基盤としての役割を果たすことに目をむけることも今後の図書館の大きな特色となります。このことは、商業経営ということに限らず、農林業経営や観光事業を活性化させるための情報センターの役割を果たすことになり、新たな図書館では、市の地域経済の活性化を促進する情報基盤施設となり得ます。

市の商工関係部署や商工会、あるいは市内の研究機関との連携を図り、ビジネスユースに対応し得る図書館を模索し、実際のサービスに結び付けることを検討していきます。

施策の方向

6 IT技術を活用した情報の提供

具 体 的 な 施 策	区 分
インターネット上の情報を活用する場を提供します	
情報化を推進し、データベースの提供を行います	
情報リテラシーに対する支援に努めます	

インターネットを利用して、各種データベースやネットワーク情報網が入手できる環境を整備します。ホームページからは、有効な外部情報資源へのリンクサービスを積極的に提供します。

また、市民に対し図書館資料とインターネット情報を利用した活用講座など、情報リテラシー（情報を活用する方法の提供）に対する支援に努めていきます。

施策の方向

7 対象に合わせた図書館サービスの充実

具 体 的 な 施 策	区 分
高齢者の利用にあったサービスの体制を整備します	
障害者が利用しやすい体制を整備します	
図書館に来館が困難な方へのサービスについて検討します	

図書館は、乳幼児、児童、ヤングアダルト、高齢者、障害者、外国人等、多様な利用者がさまざまな目的で来館します。それぞれの特性に応じて、資料・情報の提供、利用案内やレファレンス・サービスの提供、さらには交流の場の提供など、最適なサービスの提供に努めます。

なかでも、特徴的なサービスとして下記をあげます。

(1) 高齢者へのサービス

図書館の高齢者に対するサービスは、一般成人サービスに含まれていますが、高齢者が大幅に増加し、その多くが教育水準も高くまだ十分に健康で、社会参加の意志もきわめて旺盛な世代として、図書館の重要なサービス対象として積極的に位置づける必要があります。

近年図書館を訪れる高齢者の特徴は、定年退職後の人生を意識的、積極的に創り上げようとする意欲に満ちており、図書館は、そのような利用者に対して、自己実現を支援するために必要な資料を個別的に、かつ継続的に提供し、またその成果を社会に還元するための援助をするサービスが求められています。施設の上でも、長時間滞在に対応できる閲覧室や、自治体・地域のボランティア情報コーナーの設置などが考えられます。

なお、市には高齢者の施設が市内に点在しています。よい環境の元で老後を過ごしたいという人たちにとって図書館の存在はプラスアルファの要素となり得るため、それらの施設との連携も必要となっています。

(2) 障害者へのサービス

公共図書館はすべての利用者に、等しくサービスを提供することを任務としています。とりわけ活字情報をそのままの形では利用できない視覚障害者、また図書館に来館することの困難な肢体障害者は、日常的に情報から遠ざけられやすい現状にあります。

視覚障害者に対しては、録音図書や点字資料を相互協力や自館作成によって提供するほか、対面朗読サービスを積極的に行っていく必要があります。また、肢体障害者には、墨字資料の郵送・宅配サービスを実施するほか、弱視者に対する拡大写本等の提供や病院の入院患者に対する巡回貸出サービスなども検討すべき事項です。

障害者サービスは図書館職員のみでは実施することはできないため、音訳や朗読サービスを実際に担ってくれるボランティアの協力を得る必要があります。そのため、ボランティアの確保や資質向上を図るために、定期的な養成講座・技術習得講座を図書館が積極的に開催し、活動の充実に努めます。

また、病院や高齢者施設等への貸出サービス、在宅障害者への宅配サービスなど、アウトリーチ・サービスによる非来館型サービスの充実についても検討が必要であり、市役所の福祉部門や

市内にある福祉施設との密接な連携と協力体制を整え検討していきます。

施策の方向

8 視聴覚サービスの充実

具 体 的 な 施 策	区 分
CD等視聴覚資料の提供に努めます	

CDやカセットテープ、ビデオテープ、DVDといったいわゆるAV資料（視聴覚資料）は、活字では得られない直接的な情報を伝えるものとして、広範な利用者層に支持されています。なお、映像資料の市場ではパッケージとしてのビデオは減少傾向にあり、DVDやWeb配信が取って代わろうとしているなど、著作権法の改正を含めその動向を注目しなければなりません。今後の媒体等の変化、あるいは法改正に注意しながら図書館でのサービスを検討していきます。

また、視聴覚サービスは、それ自体きわめて専門的な独立したサービス分野であり、視聴覚資料と機器に精通した職員が必要であり、サービスの特性に応じた人材の確保が重要となります。

資料の収集にあたっては、民間のビデオ等のレンタル店と競合しないような配慮が必要であり、通常では入手できないAV資料を積極的に収集するなど、AV資料の意義についても考慮が必要です。また、IT化の進展、ブロードバンド等の進展によって個人が安価にAV情報を入手することが可能になることも考えられることから、この点にも考慮した視聴覚資料の収集とサービスの展開が必要となります。

施策の方向

9 ボランティア活動の支援

具 体 的 な 施 策	区 分
図書館ボランティアの育成と支援を推進します	

情報化社会の変化に対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する図書館サービスを展開していくため、必要な知識、技能をもつ市民のボランティアとしての参加を推進します。また、専門的な分野のほか、幅広く市民の活動の場としてさまざまな機会を提供し、図書館ボランティアの育成と支援を推進します。

施策の方向

10 情報の発信

具 体 的 な 施 策	区 分
広報活動の充実に努めます	
ホームページの充実を図ります	

(仮称)東部図書館の開館、そして中央図書館の建設は、利用者の大幅な拡大につながりますが、図書館が市民生活に浸透するためには、継続的なPR活動が必要となります。従来の市広報紙や図書館のPR紙などに加え、パブリシティの利用やインターネット上に流される図書館のホームページを活用し、地域情報の発信に努めます。

施策の方向

11 市民の交流の場の提供

具 体 的 な 施 策	区 分
市民の交流の場、憩いの場の充実を図ります	
姉妹都市関係資料の充実を図ります	

特定の目的を持たずに、個人が自分の利用したい時間に気軽に利用できる公共施設は図書館の他にはありません。高齢化など社会状況の変化を考慮すると、市民が豊かな空間と時間を過ごすことができる場所や、グループでの打合せや相談など、交流の場の必要性は今後増加していくと思われます。また、市民が図書館を拠点としたさまざまな文化活動に参加し、資料を仲立ちとして市民の輪が広がり、グループの活動へ発展していくことは、地域のコミュニティー形成の役割を果たすことにもなります。こうした市民の交流の場、憩いの場として図書館の整備を推進します。

また、姉妹都市、友好都市との交流を深めるため、関係資料を収集し、情報の提供を充実していきます。

施 策 の 目 標

子どもたちに生きる力を育む読書活動の支援体制の整備

子どもに対するサービスは、公共図書館が活動の柱の一つとしてきたものです。近年、児童数が減少しているとはいえ、小さいときからお話や絵本に親しみ、少年少女期を通じて想像力豊かな物語の世界に接することの意義は、いささかも変わるものではありません。また最近では、学校教育の在り方が見直されるのに伴って、子どもたちが自ら感じ考える力を獲得する上で、本と図書館がきわめて重要な働きをすることが強く意識されるようになってきました。

一方、子どもの図書館利用については、子どもたちの置かれている環境が大きく変化し、子どもの興味を惹きつけるさまざまなメディアや遊び道具の出現、塾や稽古事の低年齢化など、いずれも図書館の利用がしづらい方向になっており、従来の児童サービスの在り方にも一層の工夫が求められるようになってきています。

子どもや子どもの本に対して深い知識と愛情をもった専門の職員が、子どもたちの要求をしっかり受け止め、楽しく自由でのびのびとした空間を創り上げる必要があり、そのためには、質の高い資料とともに今の子どもたちが関心を寄せる資料も柔軟に取り込んで、図書館に行くことが楽しくなるような環境づくりを提供することが必要です。

施策の方向

1 子どもの読書活動の機会の充実

具 体 的 な 施 策	区 分
児童を対象とした読書支援活動を推進します	
乳幼児を対象とした読書支援活動を推進します	
児童サービスの専門的職員の育成に努めます	

読書ばなれが指摘されるなかで、子どもにとって読書は、言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることから、社会全体で推進を図っていくことが求められています。図書館では、読書案内や読み聞かせ、お話会、ブックリストの作成などを実施し、読書活動の支援を推進します。

一方、子どもたちの読書を推進するためには、親の認識が重要であるため、乳幼児をもつ親への働きかけの場を設けることが必要です。子育て支援の一環として、本を仲立ちとした、乳幼児期の親子のかかわりの大切さを気づかせる「ブックスタート事業」について検討していきます。

また、これら児童サービスを推進していくためには、児童や児童書についての知識があり、サービスを実践できる専門的職員の配置が必要となるため、定期的な研修など職員の育成に努めます。

施設面では、お話の部屋や授乳室など、児童サービスをより充実させるためにも必要不可欠な設備となっています。

施策の方向

2 青少年を対象としたサービスの実施

具体的な施策	区分
青少年を対象とした資料コーナーの充実を図ります	

中学生や高校生を対象とするヤングアダルトサービスは、近年、多くの図書館で実践されています。読書離れがもっとも著しい世代といわれていますが、反面もっとも多感で読書から多くのものを獲得し得る世代でもあります。社会問題、将来への進路などに関する資料を積極的に収集し提供すること、また彼らの居場所を確保することの意義は大きいといえます。独立したコーナーを設ける場合は、自我を意識する年代なので、児童コーナーよりはむしろ一般成人コーナーに接して設置するべきであり、視聴覚資料コーナーと隣接するのも有効です。

ヤングアダルトコーナーは成人スペースの導入部と位置づけ、彼らに適した資料と情報に沿ってサービスします。

施策の方向

3 子ども読書推進基本計画の策定

具体的な施策	区分
子ども読書推進計画を策定し、読書活動の推進を図ります	

「子ども読書推進法」により策定された国の「基本計画」及び東京都の「推進計画」をもとに、あきる野市の子ども読書活動の推進状況等を踏まえて、学校、保育園・幼稚園等関連機関と協議し、市の子ども読書推進計画について策定していきます。

施策の方向

4 青少年のボランティア活動の支援

具体的な施策	区分
青少年のボランティア活動の支援	

社会奉仕活動、体験活動の一環として、青少年に対し図書館でのボランティア活動の機会を提供します。

施策の方向

5 学校等との連携

具 体 的 な 施 策	区 分
学校支援サービスの充実を図ります	
児童館・保育園・幼稚園等との連携を図ります	

学校図書館資料の相互検索を可能にするため、各学校とネットワークを組み、市立図書館と学校図書館相互に共有できるデータベース化の検討をすすめる必要があります。教科にあわせた資料の相互貸借や、中央図書館に一定量の学校図書館向け貸出専用資料を確保し、学校図書館相互と市立図書館の間の物流ネットワークを構築するなど、子どもの読書活動推進のための環境整備に努める必要があります。

また、学校のほか、児童館や幼稚園・保育園、あるいは子育て支援センターなどと連携を図ることが必要です。特に市域が広いという特性から図書館サービス網を考えた場合、図書館と学校が連携を密にして学校図書館の充実を図り、子どもたちの読書環境を広げ、より利用しやすい状況をつくりだすことが重要となっています。

施 策 の 目 標

地域の資料や行政資料の提供と保存機能の充実

歴史・民俗等の郷土資料に加え、公的機関が発行する行政資料も含めて、地域・行政資料の収集・保存は市の図書館の重要な柱です。それらは単に文化財としての意味があるだけでなく、市民が自治体の構成員として、積極的に行政に参画する上できわめて重要な資料となります。

また、自治体職員が科学的・合理的な政策立案を行うためにも、地域の実情を記録した資料が豊富に蓄積されていることは、不可欠の条件です。したがって、地域の情報は住民にとって身近な情報であり、生活する上での重要な情報源にもなるため、図書館の前面で目につきやすく、利用しやすい場所に設置します。

施策の方向

1 行政資料の閲覧・公開

具 体 的 な 施 策	区 分
市の行政資料の提供の促進を図ります	

図書館は、市民が、いつでも気軽に市の行政資料を見ることができ、活用することができる施設です。また、市が情報を公開する場としても、役所の閉庁時にも対応することができるため、その役割はますます重要になっています。

施策の方向

2 行政への資料提供サービス

具 体 的 な 施 策	区 分
行政運営に関する資料収集に努めます	
行政事務に必要な情報を提供します	

図書館は、市民へのサービスを第一義としていますが、行政目的遂行に必要な資料・情報についても収集に努めていきます。図書館が収集・整理し蓄積しているデータベースや図書、新聞、行政資料等は、行政運営のなかで活用できる資料が数多くあることから、自治体の職員が業務上資料や情報を必要とした場合はレファレンスとして対応し、積極的に提供します。

また、市議会についても資料提供という形での活動支援に努めていきます。

施策の方向

3 市に関する資料の収集と保存

具 体 的 な 施 策	区 分
地域に関する新聞情報のデータベース化を図ります	
歴史資料のデータベース化の推進を図ります	
地域資料の網羅的収集に努めます	

郷土の文化蓄積と地域文化の創造・発信に寄与できるよう、関係資料の網羅的収集を行います。また、地域関連の新聞記事切り抜き及び見出しのデータベース化、映像資料の作成や貴重資料のデジタル化など、資料の自館製作にも積極的に努めます。この分野の情報は市の図書館だけが世界に向けて発信できるものであり、あきる野については専門図書館としての役割を果たすことができるよう、ITを活用した電子図書館サービスについて検討していきます。

施 策 の 目 標

効果的・効率的な運営の推進

施策の方向

1 管理体制の整備

具 体 的 な 施 策	区 分
業務を見直し、集約化を図ります	
業務マニュアルを作成し効率化を図ります	
休館日・開館時間の見直しを検討します	

中央図書館は、市の図書館のシステムセンターとして、機能を集中させ、業務の効率化とサービスの向上を図ります。

また、業務について全館統一した対応を行うとともに、効率化を図るため、業務マニュアルを作成します。

休館日・開館時間については、市民の利用を促進するため、地域の状況や市民の生活時間等に配慮しながら、運営体制の整備を進め、近隣市の状況を加味しながら、見直しを検討します。

施策の方向

2 職員体制の整備

具 体 的 な 施 策	区 分
適正な専門的職員の配置を推進します	
効率的な人員体制の推進に努めます	
職員の研修体制を充実します	

図書館サービスの充実・向上を図り、多様で高度な市民の要求に適切に対応するためには、専門的職員及び事務職員等の体制の整備が不可欠です。

専門的職員は、資料の体系的な収集、整理、保存、レファレンス、児童サービス、情報サービスなど専門的で人的なサービスを実施するに足る、必要な数の専門的職員を配置し、図書館サービスの向上を図ります。

一方、業務内容を明確化し、専門的業務、管理業務、定例的な業務に応じた職員体制を整備します。専門的職員は、専門的かつ市民に直接的なサービスを行う業務にあたりますが、定例的業務については、機器の導入等により極力自動化を図るなど人員体制の効率化を目指します。

研修については、職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展に配慮しつつ、継続的・計画的な研修機会の拡充に努めます。

施策の方向

3 物流体制の整備

具 体 的 な 施 策	区 分
物流の効率化を図ります	
資料提供の拡充を図るため、物流の検討を進めます	

図書館サービスを全域的に、かつできるだけ公平に行うためには、広範囲に及ぶ市内図書館サービス網に対する物流の確保が不可欠です。現在は毎日1回の連絡車の運行と返却ポストの回収は職員が行っていますが、効率化を図るため、業務委託での対応を検討します。

市域が広いことから、いずれの図書館の利用も困難な地域の市民に対して、資料提供の拡充を図るため、配送など直接資料提供する方法について検討します。

施策の方向

4 コンピュータシステムとＩＣ等の活用

具 体 的 な 施 策	区 分
ＩＣ等の活用により管理運営の効率化を図ります	

情報機器の進展により、ＩＣチップを用いた管理が身近になっています。図書館の建設に合わせ、管理運営の効率化を図るため、コンピュータシステムとＩＣ等の機能の導入を検討します。

施策の方向

5 市民の利用満足度調査

具 体 的 な 施 策	区 分
市民ニーズの把握のため、定期的な利用調査の実施を進めます	

「望ましい基準」では、図書館サービスについて、適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、「数値目標」の達成状況を自ら点検・評価し、その結果を住民に公表するよう努めることとされています。図書館の経営評価の指標は、ＪＩＳにより規格化されていますが、その中で、図書館を評価するにあたっては、「利用者満足度」があらゆるサービスについて測定する指標となることが示されています。したがって、定期的に市民の利用調査を行い、市民ニーズにあった図書館運営の推進に努めていきます。

第5章 中央図書館の機能・施設規模

1 中央図書館の機能

多種・多様な図書館資料の収集・提供・保存

市民の高度化・多様化する資料要求に応えるため、大学教養課程程度の資料提供が可能なよう十分な量と種類の資料を整備します。

AV 資料だけではなく、インターネットを利用して、各種データベースやネットワーク情報資源等、外部情報資源からの情報摂取ができる環境を整備します。また、ホームページを利用して、有用な外部情報資源へのリンクサービスを積極的に提供します。

利用頻度の落ちた資料を選別し、その1冊を中央図書館で集中的に保存します。近隣他都市の図書館システムとの相互協力（相互利用、分担収集、保存分担など）によるサービス向上を図るためには、所蔵資料の面で対等の関係を構築する必要があるため、資料保存能力の向上を図り、合わせて出納に要する労力の低減を図るため、省エネルギー・省スペース性に優れた自動出納書庫も検討します。

広範・高度なレファレンス・サービスの提供

中央図書館は、個々の市民の調査や研究に対して最適の資料・情報を見つける援助を行なう専門的で高度のレファレンス・サービスを提供します。そのために、各種の要求に耐え得るコレクションとITを活用した情報収集体制の構築に努めるとともに、インターネットの普及をふまえ、正確で迅速なOPAC検索システムの提供や、電子メールによるレファレンス・サービスの充実に努めます。さらに、市民生活上のさまざまな問題に対して、専門機関や専門家の紹介などを行なうレフェラル・サービスを導入することを検討します。

なお、近未来の図書館においてITは印刷資料に置き換わるものではなく、印刷資料とデジタル資料を相互に利用する環境を提供することが必要であるため、中央図書館の参考閲覧席は資料と端末が同時に使えるような場として設定します。

利用者のニーズに即したサービスの提供

乳幼児、児童、ヤングアダルト、高齢者、障害者、外国人等、多様な利用者それぞれの特性に応じて、資料・情報の提供、利用案内やレファレンス・サービスの提供、さらには交流の場の提供など、最適なサービスの提供に努めます。

一般成人に対するサービスでは、職業関連、健康・医療関連、福祉関連等、日常生活上の様々な問題に役立つ資料・情報の提供に留意します。

ヤングアダルトコーナーは成人スペースの導入部と位置づけ、彼らに適した資料と情報提供という本道に沿ってサービスします。

病院や高齢者施設等への貸出サービス、在宅障害者への宅配サービスなど、アウトリーチ・サービスによる非来館型サービスの充実についても検討します。

利用者のニーズに即したスペースの提供

開架室は一部テーマ別配架を使った資料群と、それを取り囲む閲覧席、データベースやインタ

ーネット利用が可能なIT席、AV席、お話のスペースなど多様な場によって構成されます。滞在時間の延長を考慮し、できるだけ多くの、多様な席を用意します。また、児童サービスのお話のスペースなども普段は子どもたちの読書ラウンジとして使える開放的な閲覧スペースとして計画します。

かつて図書館では、図書館資料を使わず自分の学習や仕事を行う利用者を排除していましたが、今日では図書館利用の一形態であるとの認識が進んでいます。中央図書館には、学生・生徒と社会人の利用を切り分け、新たな資格取得などに挑戦する社会人やグループを対象とした学習室を設けていきたいと考えます。

各地の図書館では週末家族連れが車で来館し終日過ごしている光景がよくみられます。新たな家族交流の姿ですが、この場合は家族・図書館・車が3点セットなので、十分な台数の駐車場確保にむけて検討が必要となります。

市民の交流の場の提供

個人の利用、グループでの利用などさまざまな形で市民が気軽に利用し、交流できるスペースを確保し、提供します。

あきる野地域情報の収集・発信

郷土の文化蓄積と地域文化の創造・発信に寄与できるよう、関係資料の網羅的収集を行います。また、地域関連の新聞記事切り抜き及び見出しのデータベース化、映像資料の作成や貴重資料のデジタル化など、資料の自館製作にも積極的に努めます。この分野の情報は市の図書館だけが世界に向けて発信できるものであり、中央図書館はあきる野学専門図書館としてITを活用し非来館型の電子図書館サービスが可能となります。

学校図書館支援サービスの提供

学校図書館資料の相互検索を可能にするため、各学校とネットワークを組み、市立図書館と学校図書館相互に共有できるデータベース化の検討をすすめる必要があります。教科にあわせた資料の相互貸借や、中央図書館に一定量の学校図書館向け貸出専用資料を確保し、学校図書館相互と市立図書館の間の物流ネットワークを構築するなど、子どもの読書活動推進のための環境整備に努めることが必要です。

行政目的遂行のための情報の組織化

あきる野市の行政目的遂行に必要な資料・情報を各課の要請に応じて収集し組織化し提供すること、また、市議会への資料提供から議員活動を支援していくことが必要です。

あきる野市図書館のシステムセンター

市の図書館のシステムセンターとして、次の機能を中央図書館に集中させ、業務の効率化とサービスの向上を図ります。

- (ア) 市立図書館全体のサービス計画立案（資料収集方針の作成・維持を含む）
- (イ) 資料の選定、発注、受入、整理、システム内の物流等の業務
- (ウ) 全館の貸出・返却・予約・督促等の情報の一元的管理業務

- (エ) O P A C 及び図書館ホームページの維持管理
- (オ) コンピュータシステムの管理
- (カ) 人事管理（職員研修を含む） 予算管理、文書管理
- (キ) 他の図書館との連携・協力（国立・県立・他都市の図書館、大学・専門図書館等）

2 規模

全国で新たに計画される公共中央図書館の規模は、厳しい経済状況下においても拡大していません。

IT化が進行しても、当面は図書館資料の主流は印刷形態の図書資料が中心であり、市民は開架されているすべての資料を必要としているのではなく、自分の関心のあるごく限られた分野から望む資料を選択するため、市民の要望に応え、活用される施設とするためには、開架スペースを拡大し開架資料数を増やすことが必要です。

乳児に読書の種を蒔くブックスタート、子どもたちに広い図書の世界を体得してもらうお話のスペース、読書習慣のついた青少年と図書館の関係を密にするヤングアダルトサービスや学習室など公共図書館はサービスの多様化によって、ますます広い面積を必要とするようになってきています。

また、公共図書館は、市民に『場』を提供する集会施設としての性格をもっています。公共図書館は市民個人が各々の自由意思に基づいて利用するので、人びとが集まっても集団では行動しない点は他の集会施設とは決定的に異なっていますが、市民が一人一人の好みにかなう『場』の確保が、これからの公共図書館をいっそう活性化していく鍵となります。この点からも、豊かな空間性を伴う公共図書館の一定規模の確保が必要となっています。

中央図書館は、多様な機能を果たすため可能な限り適正規模を確保する必要がありますが、規模を数値的に示す基準はないため、市民の利用に供する資料数と席数を仮定し、それをもとに総体の規模を算出します。

- ・一般開架資料点数・・・14万点（図書・新聞・雑誌・地域資料・DVDなどの視聴覚資料を含む）
- ・児童開架資料点数・・・3万点（児童書・絵本含む）
- ・閉架書庫は市内全館の保存書庫として、可能な限り収蔵能力を確保するため、最大で40万点までの収蔵能力を考慮し、自動出納書庫を導入も含め検討する。
- ・成人席として200席を確保する。（開架室内の閲覧席・端末席・ツール席から学習室の席までを含む）
- ・児童席として100席を確保する。（閲覧席・お話のスペース内の席を含む）

（資料所要面積）

一般開架スペース・・・・・・・・・・1,200 m²

一般開架 14万点 × 170点/m² = 約 830 m²

一般席 200席 × 0.35人/m² = 約 360 m²

児童スペース・・・・・・・・・・500 m²

児童書 3万点 × 85点/m² = 約 360 m²

児童席 100 席 $\times 0.7$ 人/㎡ = 約 140 ㎡

閉架書庫 40 万点 (階高 5m2 層分) 約 600 ㎡

その他のスペース

学習室・集会室 (コミュニティースペース含む)・ボランティア室・事務室・電算機スペース・廊下・階段・トイレ・倉庫・配本スペース・機械室・玄関ホールなど

以上のことから延床面積は 3,000 ㎡ ~ 4,000 ㎡ の範囲とします。

(建設工事費概算)

概ね 14 億円

(参考: 近隣の図書館の例 建築単価 378 千円/㎡ (平成 13 年開館))

3 敷地の特性

中央図書館の建設候補地 (地番: 秋川 1 丁目 16-6) は市有地で、現在秋川キララホールの駐車場として使われています。中央図書館がここに立地することができれば、本格的な音楽ホールである秋川キララホールや生涯学習施設とともに文化地区を構成できます。また、あきる野市の商業核にも至近であり、西多摩地域全域からの利用誘発効果も期待できます。さらにここは秋川駅からも近く、徒歩と公共輸送機関により図書館を訪れる市民にも便利な場所であり、中央図書館にとっては理想的な位置です。

課題は、敷地東北部に民有地があり形状が整形でないことです。

また、交通負荷の増大も懸念されます。現在、敷地は音響特性に優れた秋川キララホールを指す聴衆の駐車場として使われています。行き場を失う車への配慮が必要になり、さらに、新たな負荷として図書館利用者の駐車場需要が大量に発生します。

駐車可否が秋川キララホールや図書館の利用意欲を殺ぐことがないように、両施設の駐車場問題は都市計画的観点から見直す必要があります。その際、商業施設をも含めた駐車場ネットワークなども検討する必要があります。

東西に長いあきる野市では自転車も有効な移動手段です。中央図書館をめざし集まってくる多くの自転車が放置されることがないように十分な容量の駐輪場を設けるとともに、その適切な管理方法についても案出する必要があります。

4 施設計画における留意事項

街並み景観形成の核となる施設

中央図書館は公共施設として街並み景観形成をリードする建築物でなくてはなりません。これは、図書館であると同等に求められる機能です。隣接のキララホールとの調和も大切ですが、日常的施設である図書館を感じる事が可能なたたずまいであることが求められます。

ユニバーサル・デザインに基づく施設

単なる障壁除去であるバリアフリー・デザインを超え、システムまで含みできるだけ多くの人が利用できる環境をめざすユニバーサル・デザインに基づく施設とします。これは書架の形状な

ど家具にまで及びます。

環境にやさしい施設

高い机上面照度が必要な図書館は資源浪費型の建物になりやすいので、自然エネルギーの利用を進め環境負荷を低減していかなくてはなりません。各種の公共施設で進められている屋上緑化による断熱性の向上よりも、天空光を利用した自然採光のほうが図書館には省エネルギー効果が高く、明るい室内を獲得することによって、読書環境の大敵である窓外との輝度対比の低減を図ることもできます。

自動出納書庫の導入による省力化

全国的に閉架書庫の出納件数は大幅な増加を示しています。要する人手の低減と労働環境の良化のため、すでに各地の図書館で自動出納書庫の実績があります。自動出納書庫は、庫内の環境を人間に適したものにしないでよいので、省資源にもつながる利点があるため、導入を検討します。

ブック・ディテクション・システムによる資料亡失防止

市民の財産である資料の亡失を防ぐため、持出防止装置であるブック・ディテクション・システムを導入します。また、操作性のよいＩＣタグ方式を検討します。

利用者が自分自身だけで行動できる機器の導入

自動貸出機は今まで省力化の一環と位置づけられることが多くありましたが、利用者のプライバシーを守る機器としてとらえ積極的に導入します。

スキャナーで資料を読み取り、音声化する自動音訳機は視覚障害者の自立を援助します。

また、他人に画面が見にくいＯＰＡＣを検討します。

資料と端末の共存する環境

ＩＴ化を標榜する先進図書館においても資料と端末の間の距離は必ずしも近くない例が多くあります。中央図書館の参考閲覧では、資料とＩＴの両面から調査できる端末付の席をそろえます。

耐震性の高い書架の採用

開架室では、頭つなぎがなく足元固定だけで耐震性が得られる書架を使用します。その際、車いすのステップが入り込め接架性が高まるように最下段をもちあげることを検討します。

用語解説

IT (Information Technology)

日本語の直訳は「情報技術」。情報通信分野の基礎技術から応用技術まで、この言葉の意味する範囲は広い。コンピュータ・システムを構成するハードやソフトの技術を指す場合や情報活用の仕方を指す場合もある。

アウトリーチ・サービス

サービス圏内であるにもかかわらずサービスが及んでいない住民を対象としたサービス。図書館の未利用者であるという事実が図書館の側の責任として問題にされ、従来のサービス提供方法を改革し、未利用者を利用者に転化していくための方策。例としては、図書館まで来ることが困難な施設入所者や体の不自由な人に図書館から資料等を届けるサービスなどがある。

AV (audiovisual) 資料 (視聴覚資料)

非図書資料のうち、主として文字ではなく画像、映像、音声によって情報を記録した資料であり、人間の視覚、聴覚を通して情報を伝達するもの。これらの利用には何らかの再生装置を必要とする。

OPAC

利用者自身の手で図書館の蔵書データベースが検索できるよう、利用者に開放されたオンライン蔵書検索 (Online Public Access Catalogue) 用の端末。

『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』

公立図書館の健全な発達を図るために、その設置・運営上の望ましい姿を示した基準で、2001 (平成 13) 年に文部科学大臣が告示した。「図書館法」第 18 条で教育委員会と一般公衆に示すことが定められている基準である。

情報リテラシー

さまざまな種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力。

ストック型図書館、フロー型図書館

経済用語としてのストックとフローは、企業の所有する生産設備のように一時的に存在する財貨の貯蔵量をストック (stock) といい、それを消費することを目的として一定期間に生産・処分される財貨の流れをフロー (flow) という。図書館の機能で言えば、過去から現在に至るまで蓄積してきた情報 (資料) を活用しながら問題解決のバックアップをする機能や、情報に対しての付加価値をつけて提供する機能をもった図書館をストック型図書館といい、資料の貸出など、情報の物流に重点をおいた図書館をフロー型図書館という。

墨字資料

点字に対し、普通に書いたり印刷したりした資料

対面朗読

視覚障害者の要求する資料を、その前面で読んで聞かせること。

DVD (Digital Versatile Disc)

動画、音声、データ等をデジタル形式で記録できる、マルチメディア対応の大容量光ディスク。コンパクトディスクやレーザーディスクの次世代規格として企画され、コンピュータの記録媒体と家電用途を合わせた統一規格が定められている。

パブリシティ

政府・企業・団体がマスメディアを通じて望ましい情報の伝達をめざす活動

ブックスタート

絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする図書館と保健所の協力活動。英国で始まり、7～9か月検診時に、赤ちゃん絵本、アドバイス集、絵本のリスト、地域公共サービス情報の入ったブックスタートパックを配布している。日本では2001(平成13)年4月にブックスタート支援センターが発足した。

ブック・ディテクション・システム

磁気等を利用した図書館資料の亡失防止システム。利用者が貸出 процедуруをしないで資料を図書館外に持ち出そうとすると、出入り口などに設置された探知機が作動し、ブザーが鳴ったり、出口のゲートがロックされて退館できなくなったりする仕組み。

ブロードバンド

インターネットで通信を行なう際に、広帯域(broadband)を利用してデータを高速かつ大量にやりとりすること、またその通信回線。ブロードバンド通信では画像や映像なども遅滞なくスムーズに表示され、大きなデータファイルも瞬時にやりとりが可能である。従来のダイヤルアップ接続に取って代わりつつある。

ヤングアダルト・サービス

中学生、高校生など児童と成人の中間に位置する年齢層への図書館サービス。独自の蔵書を構築し、個人的関心、学習課題、娯楽など、その年代の総合的要求に応えたサービス。

ユニバーサル・デザイン

高齢者や身体障害者だけでなく、一般の人にも使いやすい形の製品。バリアフリーをさらに発展させ、誰もが共有できるものを目指している。

レファレンス・サービス

図書館利用者が学習、研究、調査等のために必要な資料や情報を求めた際に、図書館職員が図書館の資料や機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料や情報とを結び付ける業務で、現代の図書館における直接サービスを形成する重要な機能。

レフェラル・サービス

文献や情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関を照会して情報を入手し、提供するサービス。また、そうした専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。

参考文献

- 『図書館情報学用語辞典』（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編 丸善 2002）
- 『現代用語の基礎知識 2003』（自由国民社 2003）
- 『建築学用語辞典 第二版』（日本建築学会編 岩波書店 1999）

資料 1

あきる野市図書館整備計画検討委員会について

1 あきる野市図書館整備計画検討委員会設置要綱

平成 15 年 4 月 25 日

通達第 18 号

(目的及び設置)

第 1 条 あきる野市における図書館機能の充実及び拡大を図るため、あきる野市図書館整備計画(以下「整備計画」という。)を策定するに当たり、市民を中心とした幅広い関係者の参画の下に検討を行うあきる野市図書館整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(1) 整備計画の策定に関すること。

(2) その他図書館整備に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者を委員とし、組織する。

(1) 識見を有する者 2 人

(2) 社会教育委員 1 人

(3) 図書館協議会委員 2 人

(4) 学校関係者 2 人

(5) 福祉関係団体の代表者 1 人

(6) 利用者の代表 2 人

(委嘱)

第 4 条 委員は、市長が委嘱する。

(謝礼)

第 5 条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第 6 条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1 人

(2) 副委員長 1 人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第7条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(調査研究部会)

第9条 整備計画の具体的な実施内容について調査及び研究を行うため、委員会の下にあきる野市図書館整備計画策定調査研究部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、市長が任命する別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって組織する。

3 部会の会長は社会教育部長を、副会長は企画財政部企画課長をもって充てる。

4 部会は、委員会の検討事項から付議された事項について調査及び研究を行い、その結果を委員会に報告する。

(任期)

第10条 委員及び部会員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、社会教育部図書館において処理する。

別表(第9条関係)

企画財政部	企画課長 財政課長
総務部	総務課長
福祉部	生活福祉課長
都市整備部	都市計画課長 まちづくり推進課長 建設課長
学校教育部	庶務課長
社会教育部	社会教育部長 社会教育課長 図書館長

資料 2

あきる野市図書館整備計画基本方針

平成15年3月

あきる野市図書館整備計画策定内部検討会

あきる野市図書館整備計画基本方針

(目 次)

- 1 はじめに
- 2 「図書館整備計画」策定の目的
- 3 図書館の現状
 - (1) サービスポイントの配置と規模
 - (2) 各館施設の現状と問題点
- 4 図書館の役割と課題
 - (1) 図書館の役割
 - (2) 市民のニーズ
 - (3) 図書館の設置及び設備の要件
 - (4) 今後の課題
- 5 施設整備の基本的考え方(ハード面)
 - (1) 図書館計画機能の整理
 - (2) サービス目標の水準設定
 - (3) サービスポイントの利用圏域
 - (4) 施設計画案(概要)
 - (5) 中央図書館の整備
 - (6) 地区館の整備
 - (7) 既存施設の改修
- 6 今後の図書館サービスのあり方としての検討事項(ソフト面)
- 7 整備計画を進めるために
 - (1) 検討委員会
 - (2) 調査・研究会
 - (3) 整備計画の報告
 - (4) 調査

(参考資料)

- 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」文部科学省 平成13年
- 「地域に対する公共図書館網計画」栗原嘉一郎、中村恭三著 (財)日本図書館協会 1999年
- 「公立図書館の任務と目標 解説 増補修訂版」日本図書館協会図書館政策特別委員会編 (財)日本図書館協会 2000年
- 「図書館経営論」竹内紀吉編著 東京書籍 1998年
- 「都市計画マスタープラン」あきる野市 平成12年
- 「あきる野市市民意識調査報告書」あきる野市 平成10年
- 「第1回あきる野市市政総合世論調査」あきる野市 平成13年

1 はじめに

市が策定した計画書における図書館についての施策をあげると、平成7年の「新市建設計画」では、「（仮称）秋川流域中央図書館建設」と「図書館分館の整備」が盛り込まれており、平成13年3月策定した「あきる野市総合計画」では、図書館分館の建設等の施策とともに「図書館の整備計画の策定」があげられている。また、総合計画と同時期に策定した「あきる野市公共施設再配置計画」では、市東部に図書館を建設すること、及び全体整備計画を策定することが計画されている。

平成15年度策定する図書館の整備計画は、それらの上位計画に基づき策定するものである。本方針は、計画策定に先立ち現状を整理し、現段階での整備計画の基本的な方向性を示すために、現在図書館業務の中心的役割を担っている司書となる資格をもった職員が中心となり検討した。整備計画の内容としては、現状を分析し、市民のニーズを把握し、図書館サービスの意図を明確にする中で具体策を挙げることになる。図書館の将来像に基づく整備計画は、施設整備等のハード面とサービス等のソフト面の両面を検討する必要があるが、本方針では、ソフト面については市民のニーズを的確に把握する必要があるため検討項目を挙げるにとどめ、ハード面での考え方を中心にまとめた。

なお、地域の区分については平成12年に市が策定した「都市計画マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）が行っている区分によった。

2 「図書館整備計画」策定の目的

公立図書館は、幼児から高齢者まで住民すべての自己教育に資するとともに、市民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場であり、生涯学習の振興を図る上でも市民の身近にあって日常的に利用する生涯学習施設である。

なかでも市立図書館は、市民のための資料や情報の提供等の直接的な図書館サービスを行う機関として、地域の実情に即した運営を行うとともに、市民のだれもが図書館サービスを受けることができるよう、市民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮して市域全域サービス網の整備を行う必要がある。

そこで、市民が市内のどこに住んでいても一定レベル以上の図書館サービスを受けられる状態を作り出すために、市民の意識調査、利用実態の調査等客観的評価を行った上で、各館の役割の明確化、図書館システムの確立及び施設改修計画等のハード面の計画と地域の情報拠点としての図書館サービスなどソフト面の具体的な整備をすすめるための指針とするため計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、市民の意識、ニーズ等を反映するため市民の参画を得て検討委員会を組織するとともに、ワーキンググループとして計画業務専門コンサルタントに業務を委託し図書館計画の推進を図る。

3 あきる野市図書館の現状

(1) サービスポイントの配置と規模

現在秋川図書館及び五日市図書館を中心として、それぞれの分室を含め8ヶ所の施設がある。平成17年度開館予定の(仮称)あきる野市東部図書館等複合施設が配置された場合、施設位置としては一見バランスよく分布されているようであるが、秋川地区の分室については、奉仕対象人口に対し施設規模、蔵書冊数等が十分でないためサービスポイントとしての機能を果たしていない。また、引田、淵上地区については図書館サービスの空白地域となっている。

五日市地区については、小学校に隣接し地区館及び分室が設置されており、奉仕対象人口に対して施設規模や蔵書冊数は整備されている。

館名	面積 (㎡)	蔵書冊数 (冊)	開架冊数 (蔵書冊数再掲)	奉仕対象 人口(人)	対象エリア
秋川図書館	925	143,310	98,371	57,289	秋川地域全般
千代里分室	63	4,059	4,059	(7,953)	(引田・淵上・上代継・下代継地区)
多西児童館分室	35	3,264	3,264	(11,733)	(草花・菅生地区)
二宮分室	60	3,788	3,788	(17,491)	(野辺・二宮・二宮東・小川・小川東・平沢東地区)
五日市図書館	823	121,042	76,788	10,286	五日市地区
増戸分室	256	73,038	42,623	9,712	増戸地区
戸倉分室	124	17,560	17,560	997	戸倉地区
小宮分室	57	13,467	13,467	1,135	小宮地区

蔵書冊数：平成13年度末

人口：平成14年4月1日現在



半径800m(徒歩)の範囲

(日本図書館協会発行「地域に対する公共図書館網計画」による)

は職員が常勤し週6日開館の施設

は非常勤職員で対応の施設

(2) 各館施設の現状と問題点

項目	現状	問題点	施設名称	建築年 (築経年)
中央館的 機能	・秋川図書館 がその機能 を担ってい る	・施設面積が狭く中央館と しての機能を果たしていな い ・老朽化が進んでいる ・バリアフリーでない ・収蔵能力は限界に達して いる	秋川図書館	S48 (H6 改 造) (築 30 年)
地区館	・五日市地区 は整備され ている ・市東部に建 設予定があ る	・既存施設は老朽化が進ん でいる ・バリアフリーでない ・駐車場が狭い (無い) ・収蔵能力は限界に達して いる	五日市図書館 増戸分室	S53 (築 25 年) S59 (築 19 年)
分室	秋川地区 3館 五日市地区 2館 (増戸を 除く)	・施設規模が小さく、対象 人口の割に蔵書冊数が少な いためサービスポイントと しての役割は果たしていな い (秋川) ・図書館とオンラインにな っていない (秋川) ・児童クラブと共用してい る (五日市)	(秋川) 千代里分室 多西児童館分 室 二宮分室 (五日市) 戸倉分室 小宮分室	S50 (築 28 年) S51 (築 27 年) S52 (築 26 年) S62 (築 16 年) S61 (築 17 年)

4 図書館の役割と課題

(1) 図書館の役割

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省)によると市立図書館の運営の基本は、市民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関としている。地方自治体が図書館を公共施設として設置し運営する意図すなわち市民のための図書館の役割は、大別すると次の4点があげられる。

生涯学習の拠点としての役割

地域の情報拠点としての役割

児童に対する読書支援活動・資料提供

地域資料・行政情報の保存と提供

一方行政の中での図書館の役割としては次の3点がある。

行政資料の公開・・・組織（部課）を超えた行政資料の市民への閲覧・館外貸出が可能な唯一の施設

行政資料の保存・・・組織（部課）を超えた行政資料を永年保存し、市民と行政両者に閲覧・館外貸出が可能な唯一の施設

政策決定や行政事務に必要な資料及び情報の提供・・・図書、雑誌、新聞情報、データ・ベース等

(2) 市民のニーズ

市民が図書館に求めている資料や情報を明らかにするために、対象ごとに図書館の役割に応じた資料の内容及びサービスの内容を示すと次のようになる。

図書館の役割	対 象								
	乳幼児	小学生	中学生	高校・大学生	一 般		高齢者	障害者	施設(病院)入所者
					一般的な利用	仕事での利用			
生涯学習の拠点		・図書 ・雑誌 ・視聴覚資料(以下AVと表示)	・図書 ・雑誌 ・AV	・図書 ・雑誌 ・AV	・図書 ・雑誌 ・AV		・図書 ・雑誌 ・AV	・図書 ・雑誌 ・AV	
生涯学習の拠点		・図書 ・雑誌 ・AV	・図書 ・雑誌 ・AV	・図書 ・雑誌 ・AV	・図書 ・雑誌 ・AV		・図書 ・雑誌 ・AV	・図書 ・雑誌 ・AV	
ボランティア活動の拠点				ボランティアの育成と援助	ボランティアの育成と援助		ボランティアの育成と援助		
日常生活上の情報提供				・生活全般図書 ・雑誌 ・新聞 ・地図	・生活全般図書 ・雑誌 ・新聞 ・地図		・生活全般図書 ・雑誌 ・新聞 ・地図	・生活全般図書 ・雑誌 ・新聞 ・地図	・生活全般図書 ・雑誌 ・新聞 ・地図
地域の情報				・行政資料 ・インターネット (以下WEBと表示)	・行政資料 ・WEB	・行政資料 ・WEB	・行政資料 ・WEB	・行政資料 ・WEB	

拠点	電子情報提供			・データベース (以下DBと表示)	・DB	・DB	・DB			
	調査研究のための資料情報				・図書 ・DB ・レファレンスサービス	・図書 ・DB ・レファレンスサービス	・図書 ・DB ・レファレンスサービス	・図書 ・DB ・レファレンスサービス		
児童へのサービス	読書推進	・絵本 ・読書導入事業	・児童書 ・調べ学習資料 ・読書導入事業 ・レファレンスサービス	・図書 ・調べ学習資料 ・レファレンスサービス	・図書 ・学術的資料 ・レファレンスサービス					
	子育て支援	・絵本 ・ブックスタート事業								
	学校等との連携		・総合学習 ・学校図書館との連携	・総合学習 ・学校図書館との連携						
地域行政資料の保存	地域の歴史・文化等の資料				・図書 ・雑誌 ・新聞 ・パンフレット	・図書 ・雑誌 ・新聞 ・パンフレット	・図書 ・雑誌 ・新聞 ・パンフレット			

と 提 供	行政資 料の公 開と保 存				行政資料	行政資 料	行政資料			
-------------	------------------------	--	--	--	------	----------	------	--	--	--

(3) 図書館の設置及び設備の要件

図書館の設置や設備として必要な要件を市民の対象別に示すと次のとおりである。

要 件	対 象							
	乳幼児	小学生	中学生	高校・大 学生	一 般		高齢者	障害者
					一般的な利 用	仕事での利 用		
図 書 館 ま での 距 離	近 くに 必 要	近 くに 必 要	や や 近 く に 必 要	距 離 より も 施 設 ・ 資 料 の 充 実	距 離 よりも 施 設 ・ 資 料 の 充 実	距 離 よりも 資 料 の 充 実	や や 近 く に 必 要	近 くに 必 要 障 害 に 応 じ た 設 備 が 必 需
施 設 要 望	・ 児 童 室 ・ お は な し 室	・ 児 童 室	・ 学 習 室 ・ グ ル ー プ 学 習 室	・ 学 習 室 ・ レ フ ァ レ ン ス 室	・ ゆ と り の あ る 空 間 ・ 交 流 ・ 集 会 ス ペ ー ス	・ レ フ ァ レ ン ス 室 ・ パ ソ コ ン 室	・ ゆ と り の あ る 空 間 ・ 交 流 ・ 集 会 ス ペ ー ス	・ 対 面 朗 読 室
設 備			・ パ ソ コ ン ・ A V 機 器	・ パ ソ コ ン ・ A V 機 器	・ パ ソ コ ン ・ A V 機 器	・ パ ソ コ ン		障 害 に 応 じ た 設 備
バ リ ア フ リ ー							施 設 全 般 に 必 要	施 設 全 般 に 必 要

(4) 今後の課題

公共施設として図書館の果たす役割、市民のニーズ等から当市の図書館としての課題は次のとおりである。

市民がどこに住んでいても一定程度の図書館サービスが受けられる全域サービス網の整備。

多様な市民要望に応える多様で豊富な資料の収集と提供。(図書雑誌新聞等の文字資料・視聴覚資料・電子資料・データベース等)

レファレンスサービス等の充実・高度化。

利用者に応じた図書館サービス(児童・高齢者・障害者)の充実。

日常の仕事等のための資料収集及び情報の提供。

ボランティアの育成と参加の推進。

図書館の役割を認識し目標をもってサービスを推進し、図書館機能を十分に発揮できる専門的知識と熱意をもった職員チームの形成。

5 施設整備計画の基本的考え方（ハード面）

現状把握、役割と課題に基づき図書館の組織化されたシステム（以下「図書館システム」という）を確立するために、ハード面での具体案を提案する。

施設整備計画を立てる方法は、日本図書館協会発行の「地域に対する図書館網計画」（以下「図書館網計画」という）で示されている方法を用いる。市域全体として実現すべきサービス目標の水準を設定し、利用圏域の範囲を押さえた上で施設配置案を作成する。

（1）図書館システム機能の整理

市民のだれもが図書館サービスを利用することができるようにするには、サービスの対象を設定し各館の役割を明確にし、全体がシステムとして機能する必要がある。各館の機能は次のとおりである。

館名（規模）	おもな対象者	役割・サービス内容	資料
地区館（中型館）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒 ・ 一般的な利用を目的とした市民 ・ 高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出、予約、読書案内 ・ 軽易なレファレンス ・ 集会活動、行事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童書 ・ 一般書 ・ AV資料 ・ 簡易なレファレンス資料 ・ 地域資料(貸出用)
地区館（小型館）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童 ・ 一般的な利用を目的とした市民 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出、予約 ・ 他館資料の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童書 ・ 実用的な一般書
中央館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民全体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区館の取りまとめ、マネジメント、システムセンターの役割 ・ 市内の公共機関との連携 ・ 貸出機能を中心とした地区館としての機能 ・ 市域全域のレファレンスサービス ・ 資料の保存機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童書 ・ 一般書(一般的資料)(専門的資料) ・ AV資料 ・ 電子資料 ・ レファレンス資料 ・ 保存用として地域資料の網羅的収集

(2) サービス目標の水準設定

市民が一定程度の図書館サービスが受けられるための図書館サービス網（サービスポイント）を設定するために、あきる野市として目標とするサービスの水準を設定する。

水準設定は、市民の資料と情報に対する要求をどの程度まで図書館で満たすかという点から、市民一人あたりの年間貸出冊数を基本とする。

あきる野市図書館の当面のサービス目標：市民1人あたりの年間貸出冊数 8冊とする

(現況) 平成13年度 4.98冊 (秋川地区 4.03冊 五日市地区 7.44冊)
(多摩26市平均 6.85冊)

(3) サービスポイントの利用圏域

「図書館網計画」では、調査研究した結果として、1つの地域図書館がどのくらいの範囲から市民を集められるかを利用圏域として図書館の規模に応じた圏域を示している。この考え方にに基づき、当面の目標として設定した「人口1人当たり8冊の貸出」に当てはめ利用圏域を示したものが次の表である。

図書館近傍における貸出冊数および利用圏域

図書館の規模別タイプ	「図書館網計画」による一人当たり年間貸出冊数の最大値	一人当たり8冊とした場合の利用圏域	既施設名称
小型館(開架冊数1万冊以上5万冊未満)	9冊	500m以内に限られる	増戸分室 戸倉分室 小宮分室
中型館(開架冊数5万冊以上10万冊未満)	15冊	長径1.5km短径800m	秋川図書館 五日市図書館 (東部図書館)
大型館(開架冊数10万冊以上)	18冊	長径2km短径1km	

秋川3分室は蔵書冊数が少ないため、サービスポイントとして含まれない。

(4) 施設計画案(概要)

(1)～(3)に基づき、市内全域を当面の目標水準「1人当たりの貸出冊数8冊」を保障するために施設配置案を作成したものが次の図である。(図 省略)

配置計画を作成するにあたっては、サービス対象人口とその将来予測をもとに、地域の特性を加味し設定する必要がある。また、「図書館網計画」では利用圏域は同心円的な形ではなく「一般に住民の日常生活における通勤や買い物動線を主軸にした卵型になる」とされており、本方針の施設計画案は調査委託後に再検討が必要ではあるが、基本的な考え方を示すものとして作成した。

施設計画案（概要）

計画	位置付け	名称等	場所	規模	利用圏域
新規建設 （秋川図書館は廃館）	中央館		現在の秋川図書館か市役所周辺を検討	大型館	市域全域 地区館機能としては秋川地域、菅生草花・地域 長径 2 k m 短径 1 k m の範囲
計画進行中 （17年度開館）	地区館	（仮称）あきる野市東部図書館等複合施設	前田公園北側	中型館	東秋留地域 長径 1.5 k m 短径 800m
将来的に必要	地区館		検討	中型館	増戸東部・引田地域
整備済	地区館	五日市図書館		中型館	五日市地域
整備済	地区館規模	増戸分室		小型館	増戸西部地域
整備済	地区館（分室）	戸倉分室		小型館	戸倉地域
整備済	地区館（分室）	小宮分室		小型館	小宮地域
機能見直し	配本取次ぎ場所	秋川地区分室（二宮分室は廃止）			

（5）中央館の整備

現在中央館的機能は秋川図書館が担っているが、施設面積が限界であるため、図書館システムの中心館として図書館サービス網の取りまとめ機能を果たし、核となる中央館の整備が不可欠である。

中央館の規模

中央館の規模は、地域の情報拠点としての役割を果たすために一般的な図書からある程度専門的な要望に応えうる資料を幅広く備える必要がある。AV資料やインターネットを利用した情報提供、ゆとりを持ちくつろげる空間や市民の交流スペースも図書館に求められており、休日には多少遠くでも充実した図書館に家族で車で来館するという利用形態から、駐車場の確保も不可欠である。

一時、情報技術の進行により、電子図書館という名称で図書館に本が必要でなくなるのでは等の議論があったが、市立図書館においては、幅広い年齢層や障害の有無などさまざまな事情をもった市民一般に直接サービスする拠点として、本の提供がなく

なることはありえない。電子情報は、図書館資料として当然提供すべきものとして、従来からの資料に加わっていくものであり、施設規模の縮小化はないと考えられる。

また、「図書館網計画」によれば、開架規模の大きい図書館ほど利用圏域は広く、一人当たりの貸出冊数の値は大きくなることが明らかであるから、本市のように市域が広く人口が分散している地域では、中央館は広いエリアを対象とした地域館としての役割を果たすとともに、他の地区館を補完し取りまとめる図書館システムの中心機能を果たすために一定程度の規模が必要である。

中央館の規模	内 容
<p>建物面積 最低 3,000 m²以上必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開架蔵書数 12万冊以上 ・CD、CD-ROM、ビデオ、DVD等の音楽映像資料 ・進展する情報化社会に対応した電子情報の提供及びそのための充実した設備 ・市域全域のレファレンスに対応できる参考資料 ・行政資料等の収集・公開など、地域・行政資料の充実 ・調べものを行うための学習スペース ・青少年がグループで学習できるスペース ・個人で気軽に利用でき、長時間の読書できるゆとりのあるスペース ・親子で来て、子供に絵本等を読み聞かせられるスペース ・障害者サービスの拠点として、朗読室及び音訳室等のための設備 ・保存書庫 ・サークル、ボランティア団体等が活動できるスペース。また成果発表できるコーナー、展示用スペース ・気軽に来館し、くつろぐことのできる喫茶コーナーテーブル席 ・高齢化社会における生涯学習の場としての交流し活用できるスペース

中央館の位置

中央館の位置は、人口が集中する秋川地区、菅生・草花地区の広い範囲を利用圏域とすることが必要であり、市の中心となる商業核に比較的近く、「マスタープラン」において交流拠点の形成と利便性の高い市街地の形成の方針が出ている現秋川図書館や市役所周辺に設置することが考えられる。一方、増戸東部・引田地域がいずれの利用圏域にも

含まれていないため、人口の流動等の立地条件を含めて更に検討する必要がある。

(6) 地区館の整備

地区	名称	規模	整備内容
東秋留地域	(仮称)あきる野市 東部図書館等複合施設	中型館	H17 開館予定
五日市地域	五日市図書館	中型館	規模的には十分であるが、駐車場が狭いのと書庫が収容冊数をこえているため、図書館前の秋川漁業組合が移動する際には、駐車場と一部書庫を設置することが望ましい。
増戸西部地域	増戸分室	小型館	分室という名称であるが、職員が常勤し週 6 日開館して図書館サービスをおこなっている地区館である。施設は、書架スペースのみであり、近年の図書館利用は、一定時間館内に滞在してゆとりのある時間を過ごす利用が多くなっているため、管理している地域振興課と協議し以前ボイラー室であった場所を閲覧できるスペースに改修することが望ましい。
戸倉地域	戸倉分室	小型館	利用が小学生に限定されていることから、児童数の減少に伴い利用も減少している。ただし小規模校に隣接し、小学生の貴重な読書サービスのポイントとして活用されていることから、将来的には、学校図書館との共用利用等の模索が必要であろう。
小宮地域	小宮分室	小型館	
増戸地区東部と引田地域	空白地域		「マスタープラン」によれば、新たな複合型市街地の形成が計画されており、これらの進展を見ながら将来的には、中型館の地区館を設置する必要がある。

秋川地区の分室のうち、二宮分室については（仮称）あきる野市東部図書館等複合施設の建設にともない閉室する。多西児童館分室、千代里分室については、地区館の機能は果たしていないため、分室としての位置付けではなく、車等の交通手段がない方や高齢者や障害者等の配本の取次ぎ所等の位置付けを検討する。

また、菅生・草花地区のうち住宅が集中している地域については、一部の地域を除き、（仮称）あきる野市東部図書館等複合施設の利用圏域か中央館の利用圏域に含まれるとともに、平成14年から開始された広域的な図書館相互利用において、両地区からは隣接する福生市、羽村市の大規模な図書館に比較的近いため、広域的な図書館サービスの利用も可能である。

(7) 既存施設の改修

五日市図書館、増戸分室（地域振興課管理）は老朽化した施設を早急に計画的に改修する。

- ・漏水対策
- ・耐震診断及び対策
- ・東京都福祉のまちづくりの整備基準に適合した施設整備（バリアフリー）

6 今後の図書館サービスのあり方としての検討事項（ソフト面）

項 目	内 容
(1) 資料	長期的・組織的な目標をもった資料収集のあり方 資料の保存と廃棄のあり方 情報拠点としての図書館・電子情報、Web上の情報 視聴覚資料 日常の仕事に必要な資料
(2) サービス体制	開館時間・休館日 公共施設等との連携 コンピュータシステムの活用 福祉施設・医療関係施設への資料提供 レファレンスの充実
(3) 利用者に応じたサービス	乳幼児・児童 高齢者 障害者
(4) 物流のシステム化	配本場所の設置 宅配 交換便、配送の委託
(5) 組織	職員体制 職員研修
(6) 広域利用	ネットワーク体制の強化 広域的な資料保存

(7) ボランティア	育成と援助
------------	-------

7 整備計画を進めるために

(1) 検討委員会

(仮称) あきる野市図書館整備計画市民検討委員会を次のとおり組織する。

委員(案)

社会教育委員 1人

図書館協議会委員 2人

学校関係者 2人(図書館協議会委員)

障害がある者の代表 1人

図書館の専門知識経験を有する者 2人

市民代表 2人

市職員 1人

検討委員会回数 5回

(2) 調査・研究会

市職員で調査・研究会を組織する。

委員(案)

企画財政部 企画課長 財政課長

総務部 総務課長 地域振興課長

環境経済部 環境課長

福祉部 生活福祉課長 児童福祉課長 健康課長

都市整備部 都市計画課長 建設課長 まちづくり推進課長

学校教育部 庶務課長 学務課長 指導室長

社会教育部 社会教育部長 社会教育課長 図書館長

役割

市民検討委員会から付議された事項について調査・研究し、その結果を委員会に報告する。

(3) 整備計画の報告

整備計画書の報告先は、市長とする。

(4) 調査

市民の求める図書館整備計画を進めるために、市民の意識調査、図書館の利用実態を把握するための次の調査を行う。

奉仕対象人口及びその分布状況の把握と将来予測・・・調査委託

市民の生活動線や公共施設の位置、地形等地域に関する状況の把握・・・調査委託

市民の図書館サービスへの評価とニーズの把握・・・調査委託

参考

あきる野市図書館整備計画基本方針策定のための内部検討会について

1 目的

長期的な展望にたつて図書館奉仕のあり方及び図書館施設の計画について検討し、あきる野市図書館整備計画（以下「整備計画」という。）の策定に資するため、あきる野市図書館整備計画策定内部検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 所掌事項

検討会は、目的を達成するため、整備計画策定に向けた基本方針を検討する。

3 組織

検討会は、次の者をもって組織する。

- ・会長 社会教育部長 橋本武久
- ・副会長 社会教育部図書館長 宮本光雄
- ・委員 秋川図書館管理係館長補佐 鈴木恵子
秋川図書館管理係 吉田敏男
秋川図書館奉仕係 古川尚子（司書有資格者）
五日市図書館奉仕係 君島久美子（司書有資格者）
増戸会館担当 俵由香里（学校司書教諭有資格者）

4 任期

会長等の任期は、所掌事項が終了したときに満了する。

あきる野市図書館整備計画策定のための内部検討会

回	日時及び場所	内 容
1	平成 14 年 10 月 9 日 13 : 30 ~ 秋川図書館	1 整備計画策定の方向について 2 整備計画の策定方法について
2	平成 15 年 1 月 21 日 15 : 00 ~ 秋川図書館	整備計画基本方針について
3	平成 15 年 2 月 18 日 10 : 00 ~ 市庁舎 504 会議室	整備計画基本方針について

資料 3

1 あきる野市図書館整備計画策定のための市民アンケート調査

- (1) 調査目的 あきる野市図書館整備計画を策定するにあたり、市民の意向を把握し、計画に反映するため。
- (2) 調査地域 あきる野市全域
- (3) 調査対象 あきる野市在住で、昭和62年4月1日以前に出生した男女個人
- (4) 標本数 1,000人
- (5) 標本抽出 住民基本台帳から無作為抽出
- (6) 調査方法 郵送法(郵送配布 - 郵送回収 調査の実施を広報で市民に周知)
- (7) 調査期間 6月10日(火) ~ 24日(火)
- (8) 調査内容
- 属性
 - ・ 性別
 - ・ 年齢階層
 - ・ 職業
 - ・ 居住地域
 - 図書館を利用したことがあるか否か
 - ・ 主に利用している館
 - ・ 直前の利用日
 - ・ 館までの交通手段
 - 図書館の位置について
 - 図書館に必要なスペースについて
 - 利用したい資料(インターネット等を含む)
 - 図書館についての重要度と満足度
 - ・ 図書(資料) の量、種類の確保
 - ・ 図書館を利用できる曜日
 - ・ 図書館を利用できる時間帯
 - ・ 図書の探しやすさ(検索のしやすさ)
 - ・ 図書のリクエストのしやすさ
 - ・ 館内の案内表示のわかりやすさ
 - ・ 図書館利用方法
 - ・ 貸出物や催事のPR
 - ・ 職員の対応
 - 自由意見

アンケート調査票

図書館整備計画策定のための市民意識調査 ご協力をお願い

市民の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より市政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、市では、本年度「あきる野市図書館整備計画」を策定することとなりました。

本調査は、市民参加の計画づくりを念頭に、市民の皆様の図書館に関する意向を把握し、計画策定のための重要な資料とさせていただくために実施するものです。

何かとお忙しい時期とは存じますが、本調査の主旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご回答にあたって

- ・この調査はあきる野市内に在住で、昭和62年4月1日以前に出生した、市民の皆様の中から、無作為抽出により、1,000名の方々にお配りしています。
- ・無記名の調査ですので、お名前やご住所を記入いただく必要はありません。また、回答は統計的な処理をし、個々の回答を他の目的に使用することはありません。
- ・設問文をよくご覧の上、それぞれの回答方法にしたがってご記入ください。
- ・ご記入が終了しましたら、6月24日(火)までに同封の封筒にてご返送ください。
- ・ご不明な点につきましては、お手数ですが、下記までお問合せください。

お問合せ先

あきる野市社会教育部図書館管理係

電話 558 - 1108 F A X 550 - 2243

E - m a i l : tosho-kanri@city.akiruno.tokyo.jp

問2 あなたが主に利用している図書館はどこですか、選択肢のなかから一つを
で囲んでください。

- 1 . 秋川図書館 2 . 五日市図書館 3 . 増戸分室 4 . 戸倉分室
5 . 小宮分室 6 . 千代里分室 7 . 多西児童館分室 8 . 二宮分室

問3 あなたの図書館の利用頻度は？選択肢の中から一つを で囲んでください。

- 1 . 1週間に1度以上 2 . 2～3週間に1度 3 . 1カ月に1度
4 . 2～3カ月に1度 5 . 1年に1、2度 6 . 過去に1、2度

問4 あなたの図書館利用の主目的は？選択肢の中から一つを で囲んでください。

- 1 . 生活上必要な実用知識を得るため 2 . 話題や世間の出来事を知るため
3 . 自分の仕事や調査研究のため 4 . 趣味・娯楽のため
5 . 子供の付き添い、家族の代理 6 . その他 ()

問5 あなたの図書館までの交通手段は？選択肢のなかから一つを で囲んでくだ
さい。(乗り継ぎ等がある場合は、距離の長いものをお答えください。)

- 1 . 徒歩 2 . 自転車・オートバイ 3 . 自家用車 4 . 公共交通機関

設問3 あなたが望む図書館像は

問1 あなたが、資料閲覧や、児童のためのスペースなど、基本的なスペースの他
に、必要と思うものを で囲んでください。(いくつでも)

- 1 . ビデオ・DVDの視聴室 2 . パソコンコーナー 3 . 懇談コーナー
4 . 集会・会議室 5 . 放送大学等の講義等の視聴室 6 . 学習室(個人)
7 . グループ学習室 8 . 展示コーナー 9 . その他 ()

問2 あなたが図書館の資料・情報のうち、書籍、新聞、雑誌の他に利用したいと
思うものを で囲んでください。(3つ以内)

- 1 . 地域の資料・地図 2 . 音楽CD 3 . ビデオ・DVD
4 . CD-ROM等 5 . インターネットによるホームページ等の情報
6 . インターネットの有料データベース 7 . 放送大学等の講義等の視聴
8 . その他 ()

問3 あなたは、図書館の位置についてどうお考えですか？選択肢のなかから一つを で囲んでください。

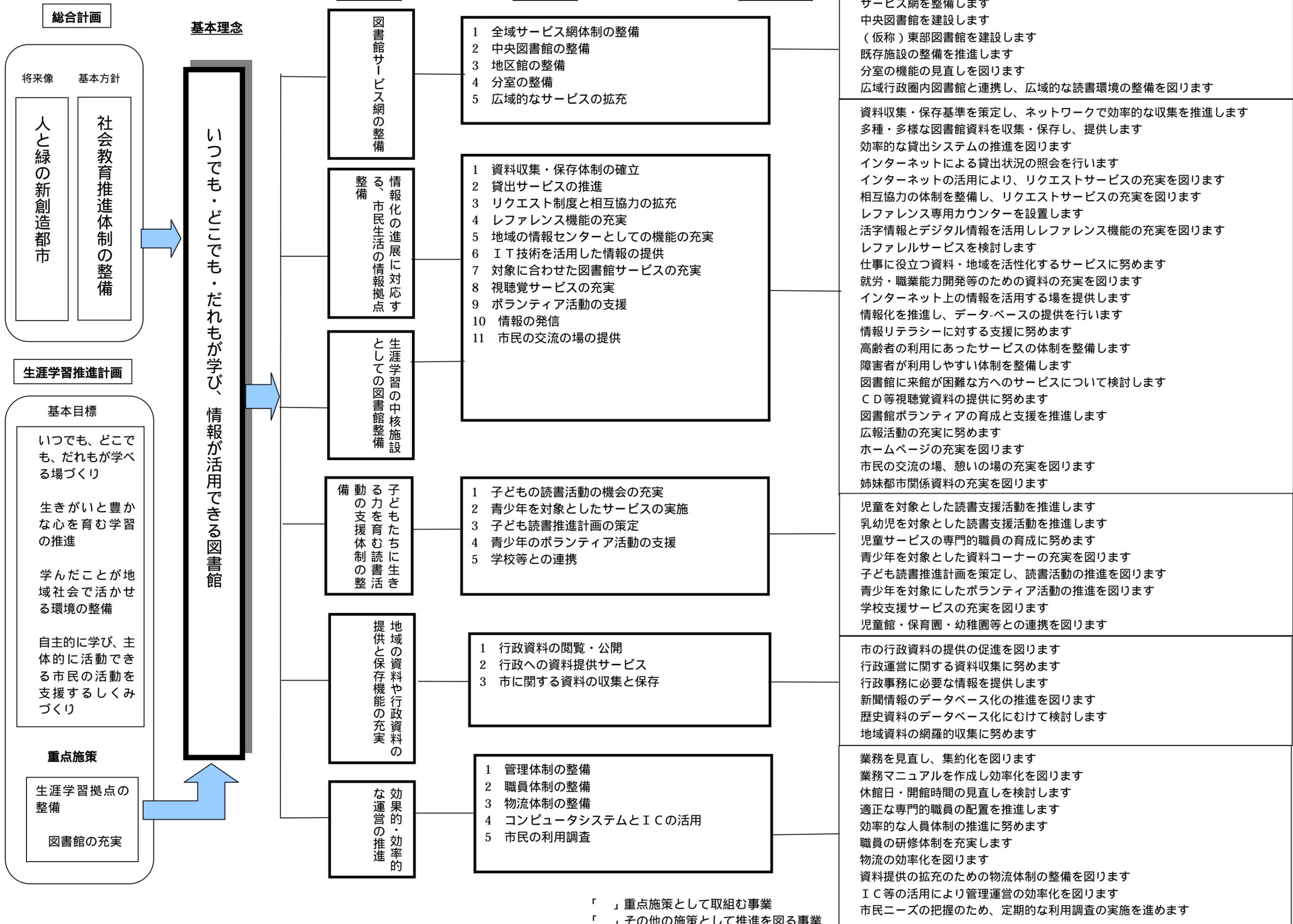
1. 市の中心部で他の公共施設や商店に近接する地域が良い
2. 多少不便でも閑静なところが良い
3. その他 ()

問4 図書館に関する重要度と満足度をお聞きします。次の表の各項目について重要と思われる度合いと、現在の満足度の該当欄を で囲んでください。

	重要度				満足度			
	極めて重要	重要	重要ではない	全く重要でない	大いに満足	満足	不満	極めて不満
図書(資料)の量、種類の確保	4	3	2	1	4	3	2	1
貸し出しできる数量・期間	4	3	2	1	4	3	2	1
図書館を利用できる曜日	4	3	2	1	4	3	2	1
館を利用できる時間帯	4	3	2	1	4	3	2	1
図書の探しやすさ(検索のしやすさ)	4	3	2	1	4	3	2	1
図書のリクエストのしやすさ	4	3	2	1	4	3	2	1
館内の案内表示のわかりやすさ	4	3	2	1	4	3	2	1
図書館利用方法	4	3	2	1	4	3	2	1
貸出物や催事のPR	4	3	2	1	4	3	2	1
職員の対応	4	3	2	1	4	3	2	1

設問4 自由意見

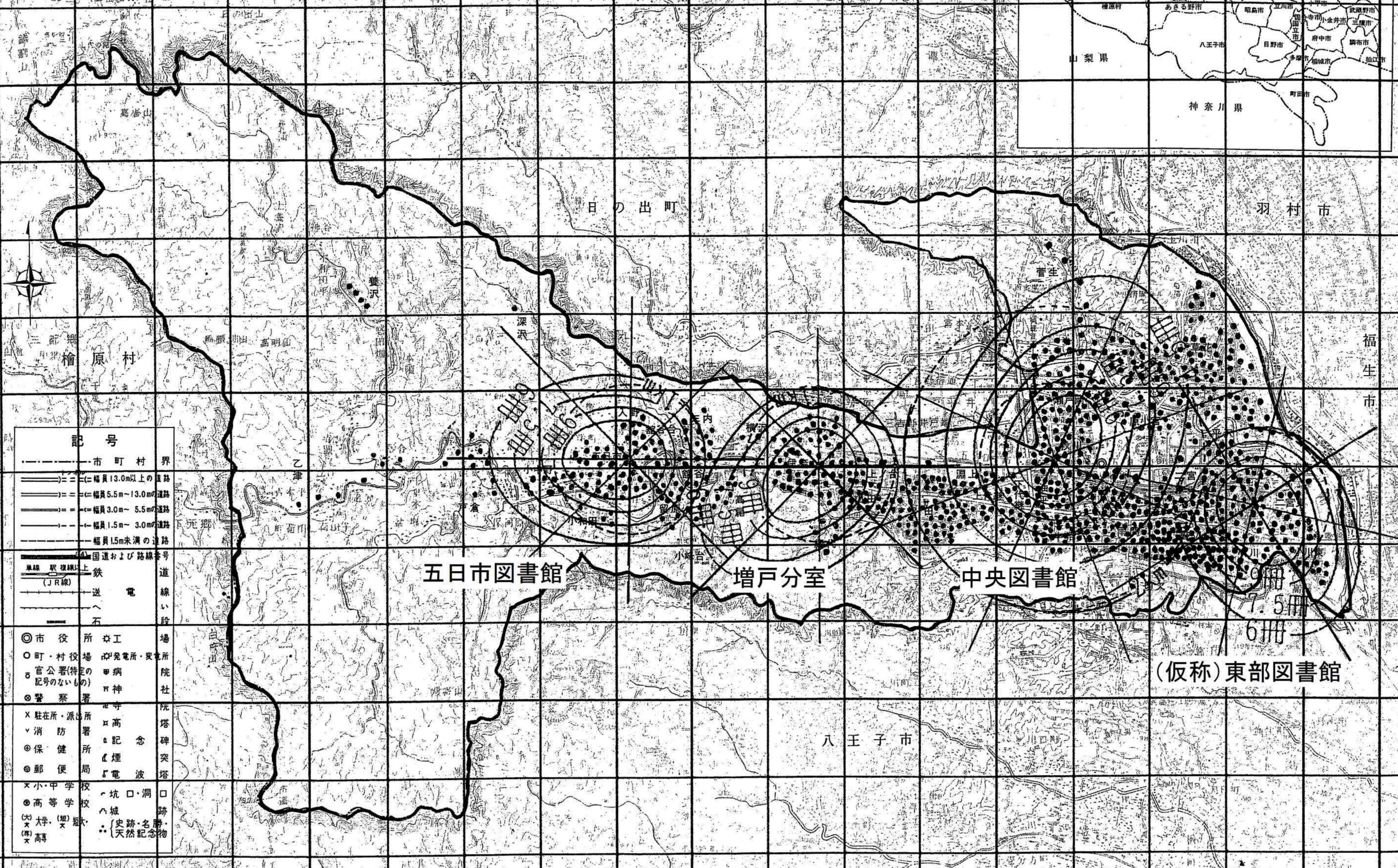
その他、図書館に関するご意見ご要望がありましたら、お書き下さい。



「 」重点施策として取り組む事業
「 」その他の施策として推進を図る事業

あきる野市全図

奥多摩町 図-1



記号	
-----	市町村界
=====>====	(=幅員13.0m以上の道路)
=====>====	(=幅員5.5m~13.0mの道路)
=====>====	(=幅員3.0m~5.5mの道路)
=====>====	(=幅員1.5m~3.0mの道路)
-----	幅員1.5m未満の道路
①	国道および路線番号
———	単線 駅複線以上 鉄道
———	(JR線) 送電線
———	へ
———	石
◎	市役所 工場
○	町・村役場 発電所・変電所
⊙	官公署(特定の記号のないもの) 病院
⊙	警察署 神社
×	駐在所・派出所 寺
▽	消防署 高塔
⊕	保健所 記念碑
⊕	郵便局 煙突
×	小・中学校 坑口・洞窟
⊕	高等学校 城跡
(大)	大学(短大)
(中)	中等学校
(高)	高等学校
●	(史跡・名勝)
●	(天然記念物)

五日市図書館

増戸分室

中央図書館

(仮称) 東部図書館

八王子市

羽村市

福生市

青梅市

日の出町

あきる野市

神奈川

埼玉県

山梨県



情報提供のイメージ図

